Historical Library of Shinji Town

宍道町歴史叢書7

2002年3月

町　史　研　究（V）

文政三年宍道町馬士一件について …… 小林　准士（1）

宍道町の屋号 …… 浅沼　政誌（23）

祭礼・年中行事の変化の契機 …… 品川　知彦（31）

宍道町古文書悉皆調査とその手法 …… 宍道町史編纂室（37）

宍道町史編纂日誌 …… 宍道町史編纂室（46）

島根県宍道町教育委員会

はじめに

平成8年度に策定した「宍道町史編纂基本計画」に基づき始まった宍道町史編纂事業は平成13年度末までに史料編（地質、考古、文献古代・中世）、通史編上巻（地質、原始古代、中世）、古文書目録Ⅰ、Ⅱの発刊を終えました。平成14年度には通史編下巻（近世、近代、民俗）の執筆を予定しており、その出版をもって町史編纂の全ての出版事業が終了いたします。

①町史編纂課程の報告、②執筆者の研究レベルの向上、③学術的論証過程の提示などを目指し、『町史』とセットをなした「町史研究」も、平成9年度の一号以来、今回の五号をもってその目的を終了いたします。島根県の現状からすれば無茶とも思える事業計画と問題意識で臨んだ宍道町史編纂の過程とその手法は、この町史研究にできるだけ掲示するようにいたしましたし、この間の様々な困難な問題やそれを克服するための知恵（苦労）は行間をお読みください。

町史編纂事業が始まった当初より、私たちはこの事業は地域の主体である住民に視点をおくことにより、地域史の見直しをとおした住民主体の町づくり運動を進めるという視点を持ち続けてきました。と同時に、地方分権といううねりの中で、よりよい未来を作り上げていくためにも、地域に根ざした明確な歴史認識が必要なのだとも訴え続けてきました。

私たちの思いが、地域の意識変革に繋がり得たのか、また、繋がり得るのか。その答えもいずれ歴史の中で判断できることでしょう。事業の当初から端緒のあった地方自治体の再編（行政の広域化）という問題は、宍道町の場合、町村合併という形で目の前に迫っています。長い歴史の中で、行政単位の再編は幾度となく繰り返されてきたものです。しかし、宍道町を舞台に、出版物の発行を媒体として進めてきた“地域の歴史を明らかにすることでより良い地域の未来像をつくりあげていく”試みにとって、一つの区切りであることは間違いありません。

宍道町での取り組みはその出版物に見られるように、また、町史編纂手法の基本スタンスであるように、約10数年をかけて住民、専門家、行政の関わりをつなげていったところに特徴があります。宍道町でのささやかな取り組みが、今後他の地域での取り組みに少しでもお役に立てば幸いです。

2002年3月
宍　道　町
宍道町教育委員会

文政三年宍道町馬士一件について

小林准士

はじめに

江戸時代、宍道町は、山陰道沿いに位置する宿駅であるとともに、宍道湖の舟運と奥出雲方面への街道（大原街道）が接続する水運・陸運の結節点でもあった。したがって、宿駅として公用の人馬を供出する機能を負うとともに、特に宝暦9年（1759）までは、仁多・飯石・大原の奥出雲三郡の大坂廻米の津出し場として位置づけられるなど、年貢米や鉄、塩などを運送する際の物資流通の中継点としての役割も担っていた。

このような機能を果たすために、当然ながら、町場には運送の役割を担う馬が一定数配置されており、その馬を牽いて伝馬御用を勤めるとともに、その見返りとして駄賃稼ぎなどを行う馬士と呼ばれる職業の人々が多数居住していた。

この宍道町の馬士に関する史料が、これまでに「宍道駅馬関係愁訴演説書」として、『新修島根県史』史料編2（近世上）[1]に翻刻されている。これは、宍道町の木幡家文書（宍道町蒐古館蔵）の中にあるもので、文政3年（1820）2月に一部の馬士たちにより提出された訴状である。この史料については、これまでに伊藤好一氏が「藩領域市場における地域市場圏と在方町－松江藩宍道町を中心として－」[2]と題する論文で取り上げ、この一件を宍道における「輸送の活発化」、「中下層の人々の成長による社会の変動を示すもの」と位置づけられた。

しかし実は伊藤氏が史料として用いたのは、手荷方（後述）と呼ばれた馬士たちの訴状のみである。だが木幡家文書中には、争論のもう一方の当事者である売荷方（後述）と呼ばれた馬士たちの返答書（反論書）も存在する。

したがって、伊藤論文は手荷方を売荷方よりも下層に位置する馬士として位置づけるなどしているが、もう一方の反論書を読むと、疑問とせざるをえないなど、未だ検討の余地を残すものとなっている。

そこで本稿では、物資流通の中継点としての特色をもった近世の宍道町において、そうした特徴と大いに関わりのあった存在と考えられる馬士の実態について明らかにするため、この売荷方の反論書を取り上げる。この反論書には、すでに翻刻されている手荷方馬士の訴状も逐一引用されているが、その部分も含めて全文を別に掲げ、今後一般に利用できるようにするとともに、内容についても検討を加え、馬士の営業形態及び宍道町における存在形態について、その一端を明らかにする。そうすることで、宍道町の内部構造、及び物資流通の拠点として果たした役割を明らかにし、今後歴史的位置づけをはかる手がかりとしたい。

■

第一章
争論の経緯

第一節　争論に至るまでの経緯

まず本章では、上述の売荷方馬士の反論書である「意宇郡宍道町馬士共御愁訴口上書」[3]（以下、「口上書」と略す）に基づき、争論に至るまでの

経緯と争論自体の経過について触れておく。

宝暦9年、大原・飯石・仁多3郡の大坂廻米は荒木川方の支配となり、宍道を経由せず運送されるようになる。これに伴い、運送荷物が減少し困窮するようになったとして、天明3年（1783）に宍道町は月6回の諸色売買市開設を出願した[4]が認められた形跡はない。こうした状況を反映してか、「口上書」によれば、ちょうどこの頃から、馬士による輸送形態に変化が起こり始めた。以下、「口上書」の述べるところをたどってみる。

もともと宍道町に運送されてくる荷物については、公私双方共、馬指の差配で馬士全員が順番で運送することになっていた（馬指の差配下での運送形態を史料中では差継と呼んでいる）。ところが、40年前の頃[5]から、元手のある馬士たちが買い置いた塩荷を手荷と唱え、自分の持馬に付けて、奥出雲方面に出向き、家々を廻って販売し始めた。ただ、この時点では、手荷も差継にした上で、手荷が廻ってきた際には、馬指の指図で順番外とし、手荷を扱う馬士（以下、手荷方という）に輸送させていた【売①】[6]。

しかし、いつの間にか、内々に松江の売り主と奥出雲の買い主双方に頼み、松江で奥出雲の商人が直接購入した塩を、「手荷」ということにしておき、駄賃をとる形態の営業に変化した。しかもこの段階で、「手荷」については、差継でなくなった[7]。そして、この「手荷」が増加するとともに、「手荷」以外の運送荷物（売荷あるいは送荷と呼ばれた）が減少して、「手荷」を扱わない馬士（以下、売荷方という）が困窮するようになった【売①】。

そうした中、天明4年[8]に、宍道の馬士と、大原郡加茂の馬士との争論が起こる。この争論の内容は不明であるが、これをきっかけとして、手荷という名目を停止し、宍道町へ運ばれてきた荷物は全て順番廻しで馬士が運送する等の取り締まりについて議定した。そのうえで一札を作成し、連判の上、宍道町の目代所及び馬指へ提出した。ただし、4人の馬士については、生涯の間、手荷を免許された【売①】。

一方、手荷方の主張によると、寛政12年[9]（1800）に、松江藩の吟味方役人、郡方元〆等の役人から、手荷を仕来り通りに許可するべき旨、言い渡された【手⑱】。しかし、売荷方の馬士はこの事実を否認し、手荷方馬士が天明4年の申し合わせに背き、「手荷は仕来り」との我が侭を主張し、「手荷」が再開されるようになったとする【売①】。

さて、この後の争論発生までの経緯については、「口上書」からは知ることができない。しかし、文化4年（1807）の加茂の馬士たちの訴えには、近年、宍道の馬士が加茂近辺に入り込み、荷物の付け出しをするために、加茂の馬士の荷物が減少しているので、郡境を越えてのこの行為を停止してほしいとある[10]。この訴えの通りの行為が宍道の馬士によってなされたのかどうかは不明であるが、とりあえず手荷にかかわる新たな動向と関係する可能性があることを指摘しておきたい。

■

第二節
争論の経過

（1）争論の発端

以下、「口上書」に基づき、争論の経緯について述べる。

その後、売荷方の馬士たちは、「手荷」を停止し、すべての荷物を差継にすることを訴えたものの、取り上げられなかった。このために、文政2

年（1819）の暮れに、紛らわしい荷物（「手荷」）を街路で監視する行為を始めた。これに対し、手荷方の馬士は町の目代所へ訴えたために、目代が吟味を行うことになった。しかし、目代が年内に調停を済ますのは難しいということで、手荷方・売荷方両者が相談し申し合わせた内容を、目代所へ届け出、了解を得たかたちとなった【売①】。

手荷方の主張によれば、この申し合わせの内容は、手荷方は手荷を従来通り運送し、売荷方は駄賃取りの荷物を運送するというものであった【手⑧】。しかし売荷方の理解は、「手荷」は許されないというものであり、両者の主張は食い違っている【売⑧】。

その後、翌年2月中頃（手荷方訴状では14日）になって、手荷方の政助という馬士が昨年暮れの申し合わせに背き、「手荷」を負わせていたので追及したところ、源右衛門・弥市両人に頼み、今後慎むので許してほしい旨、断りを入れてきた。にもかかわらず、その後、手荷方から売荷方を訴える書付を提出した【売①⑨】。

しかしこの経緯に関する手荷方の主張は、売荷方の制止に抗議したものの、運送を強行すれば、喧嘩となるので、出訴に及んだとするものである【手⑨】。

(2) 手荷方の訴状の内容

この出訴の際、すなわち文政3年2月14日の直後に手荷方が差し出した訴状の内容は、おおよそ以下のごとくである。

a 馬持人数47人の内、24人が1組（売荷方）となり、すでに慣行として認められている手荷の運送を実力で制止するなど、我が侭な行為に及んでいる【手⑦】。

b 売荷方の内、六兵衛という馬士が勝手なことを言い、公用荷の運搬を勤めていない【手⑪】。

c 売荷方は、町内で筵を敷き、集まって酒を飲みつつ、馬留（「手荷」運搬の制止を指すのであろう）と称し、徒党行為に及んでいたが、組親の丈助が制止し、ようやく引き取った【手⑫】。

d 昨年冬から、大原郡の百姓らが牛馬で米を宍道まで運送した後、塩などを買って帰る際に、売荷方は上銭（あげせん）を要求するようになった。宍道町の衰微に繋がる行為であり、制止する必要がある【手⑭】。

e（売荷方は、手荷を差継にし全ての馬士が順番で賃積み運送することを要求しているが）塩手荷は価格の変動があり、わずか一駄の荷物をも差継にしてしまうと駄賃がかかるために、採算が取れない。もし差荷（差継の荷物を指す）にしてしまうと、代銭をわざわざ取りに行くこともできず、掛け売りとなるために、これまた採算が合わない。よって、塩手荷の扱いをやめざるを得なくなる【手⑮】。

c 塩の値段によっては、駄賃と同じ位の口銭が得られる上、よく売れて5駄、10駄も日々運送する時節には、差荷にも回るので、売荷方の利益にもなる。また、塩を運送する日には、外の荷物が着いても、手荷方の馬士をとばして売荷方の順番となるので、この場合も売荷方のためになる。にもかかわらず、売荷方が徒党がましい行為に及んでまで、手荷を制止するのは、かえって自分たちの不利益になることをしているのである【手⑯⑰】。

(3) 売荷方馬士の対応と反論内容

手荷方からの訴状提出後、売荷方が返答書を提

出すべき段となったが、文書を作成する人物が見つからず、提出できないままとなっていた。そのうち、「仕来りの通り、手荷は勝手次第（自由）とするが、不実は行わないように」とする言い渡しが手頭[11]からあったので、背かないようにすること、背いた者がいたならば、訴え出るようにという、目代所から通達があった。返答書を提出しない内に、このような判断が下されたことは不審であったが、下知であるので、仕方なく承知することにした【売①】。

しかしその後も、手荷方は不実の行いをし続けたので、見張っていたところ、9月18日に、福太郎・喜八という馬士が不審な塩荷を付けだしていたので糺した。これは抜け荷であったので、訴えることになった【売②】。なお、二人の馬士については処罰され、二人分の順番が売荷方馬士へ回された模様である[12]。

このような経緯を経て、文政3年11月に売荷方馬士は返答書を提出した。彼らの要求内容は、つまるところ、以下のようである。宍道駅の運送荷物の7割は塩であるが、それが「手荷」として手荷方の馬士の扱いとなっている。そのために、手荷方よりも人数の多い売荷方の運送回数が大幅に減少している現状を改めてほしい【売⑰】、そのためには手荷を以前のように差継にしてほしいというものである【売①など】。但し、手荷方馬士が塩を自ら買い込むのは勝手とし、「手荷」でないならば、自分馬によるそれらの運送を認めていた【売⑳】。

この売荷方による返答書の提出後、文政4年4月頃には調停が進み解決がなされたようであるが[13]、残念ながらその内容は不明である。

第二章
争論から分かる馬士の商品輸送

第一節　売荷方馬士の駄賃稼ぎについて

手荷方の馬士達の訴状で、24人が1組となっているとされた売荷方の馬士は、返答書では、26人が名を連ねている（但し3人は財政的理由から判は押していない）。手荷方訴状のbに対する反論で、六兵衛が馬頭となり、手荷方の不実な行為を取り締まっていたとあるので【売⑪】、営業形態を同じくする馬士たちが争論の過程で仲間化し、頭（かしら）を選出するまでにいたったのであろう。

彼らの主張は、馬指の差配の下、送られてきた荷物を馬士全員が順番で運送すべきだとするものであった。これは彼らが実際に行っている運送形態でもあったはずである。すなわち、上り下りともに、差継により荷物を宍道の次の宿駅まで運送し駄賃をとることで収入を得るという営業形態である[14]。

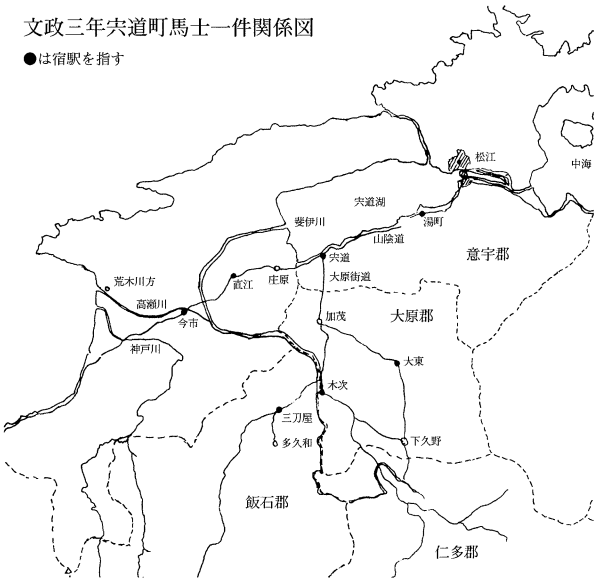

より具体的には、手荷方訴状のdで上銭の徴収を指摘されたことに対する反論【売⑭】の中から窺

えるので、以下検討してみたい。

売荷方の馬士によれば、dのような事実はなく、手荷方は以下に述べる事実を歪曲して論拠にしたのであると言う。

文政3年の正月に、飯石郡多久和村（宍道の次の宿駅である三刀屋の南に位置する[15]）の十四郎の商荷物が一箇、松江から宍道まで運送され、円蔵という者の所へ荷揚げされた。円蔵は、文政元年の完道町町並名前図[16]に拠ると、古割屋円蔵である可能性が高い。荷宿あるいは問屋を営んでいた商人であろう。

荷物は十四郎から直接人を派遣し取りに来るということであったが、実際にはなかなか取りに来なかったので、円蔵から馬士の六兵衛（売荷方の馬頭である）へ運送を依頼することになった。しかし、1駄分に満たない荷物であったので、あちこち問い合わせ、他の荷物を集めて運送の準備を終えたところ、十四郎から派遣された人物が到着し、荷物は渡すことになった。その際、円蔵が、一度「差込」んだ荷物であるので、酒手を出すと言う。六兵衛は「それには及ばない」と断ったものの、強いて円蔵が言うので、銭15文を受け取った。このように、いったん「差込」んで支度した場合には、舟や人足でも酒手をもらうことはよくあることであり、これを上銭などと大げさに言うのは、手荷方の陰謀である。

以上が、この件に関する売荷方の主張である。この主張から次のことが分かる。

まず注目したいのは、松江から宍道に運送されてきた荷物は、いったん荷宿の下に集荷され、この荷宿が馬士に三刀屋までの運送を依頼したことになっている点である。ということは、馬指による差配は、この依頼の段階で行われるほかない。すなわち、荷宿は、直接個々の馬士に依頼するのではなく、馬指を通し、彼から次に輸送を担当すべき馬士を指定された上で、依頼するのである。この事例では、六兵衛が差継の順番にあたっていたのであろう。

次に分かるのは、いったん差継を指示された馬士は、荷物を1駄に編成する必要のあったことである。この事例では、十四郎の荷物が1駄分に満たなかったために、六兵衛は、共に載せる荷物をあちこちに問い合わせ（「付合荷物西風東風聞合」）、1駄に編成したとある。そして、この差継後の荷物の編成段階から、運賃がすでに必要になった状態にあると認識されていたのであった。だからこそ、「差込」の済んだ荷物の輸送を断る場合には、慣行として酒手の支払いが認められていたのであろう。

このように売荷方の馬士が、「一旦差込候荷物」であったことを強調するのは、貰ったのが酒手であり、手荷方が訴状のdで、宍道町の衰微に繋がるとして指弾した上銭の徴収事例でないことを示すためであると考えられる。

しかし一方で、手荷方の馬士から、上銭について示唆されるということは、その徴収の事例がありえたことをも意味する。上銭とは、営業権を他人に貸して受け取る貸料のことを指すが、手荷方の訴状では、宍道の馬士以外の人物が、宍道から荷物を発送することに対し、宍道の馬士が上銭を課す事例が挙がっている。したがって、宍道からの荷物運送は馬士の権利であるとする考え方が当時あったことが窺えよう。

実際、すでに触れた、文化4年の、加茂馬士と、同じ大原郡内の大東・木次の馬士との争論では、後二者が宿駅であることを理由に、「大原郡中、大東木次両所之荷下」と述べ、郡内は両馬士が排他的に荷物を発送することのできる区域であることを主張している。一方、加茂の馬士も、宿駅ではないものの、駅所同様に公用の馬継をしていることを理由に、「加茂町内近在村々共に加茂馬荷下の心得」で、駄賃をとって荷物を発送してきた

ことを述べている[17]。

このように、公用の馬継ぎを条件にして駄賃稼ぎを認められていることを前提にして、馬士が自らの居所周辺を「荷下」（荷物の発送を権利として主張できる区域）として主張していたことが確認できる。この「荷下」を主張する立場をとるならば、宍道の馬士も、上銭をとることがありえたと言えよう。

逆に言うと、宍道の馬士が他の馬士の「荷下」から荷物の発送を行う場合には、この上銭を取られる可能性があったことになる。そしてその例は実際に確認できる。

> 御内々奉（ねがいたてまつる）　願演説之覚
>
> 私共鉄荷物多分木次町江差出、完道町江運送仕、木次馬差間（さしつかえ）候砌ハ、同所ゟ（より）川舟を以庄原へも運送仕来申上候、尤舟下之分ハ駄賃之内を以舟賃等相払、其余ハ付紙之通、弥張馬士之徳分ニ相成候儀ニ御座候処、近年木次馬士共、追々悪風ニ相成、馬間等申立、鉄荷為負兼（おわせかね）、無拠（よんどころなく）増駄賃等遣候得ハ、漸々舟下或ハ完道・加茂戻り馬等を雇、上銭を取候而為負（おわせ）候位之事ニ而、態々（わざわざ）木次馬を以鉄荷物為負（おわせ）候事ハ適々（たまたま）之儀ニ御座候、（以下略、ふりがなは筆者による）[18]

この史料は、文久年間に奥出雲の鉄師たちが、木次・宍道経由で陸上輸送されていた鉄荷を、木次・庄原経由の舟運で多く行えるように願った際のものである。この史料から、加茂・宍道の馬が木次から戻る際に上銭を支払って鉄を運送していたことが分かる（この場合、木次馬士が増駄賃から上前をはねているのであるが）。

この事例からも窺えるように、江戸時代、舟運に比べて陸上運送は経費がかなり割高であった。各宿駅で、荷宿が取る庭銭（荷物の保管料と継ぎ立て業務に対する支払いを併せたもの）、馬士が取る賃銭の外に、場合によっては上銭や増駄賃を取ることがあり、商品輸送が活発となり人馬が不足するほど、輸送費が昂進していった。とすれば、商品の売り主や買い主は、宿継による運送はできるだけ避けたいものであったに違いない。

第二節　手荷方馬士の営業形態

手荷方に属する馬士は、彼らの差し出した訴状によれば、22人であるが、売荷方の返答書によれば、18人しかおらず、水増しされていると言う[19]。少数派とみなされることを避けるために操作した可能性はあるだろう。

さて、この手荷方の営業形態には、以下の三通りあった。一つは、売荷方と同様の差継による駄賃稼ぎである。この稼ぎに従事していることは、手荷方自身、訴状の冒頭で述べているが【手⑥】、売荷方によれば、手荷の運送と併せ、差継の順番にも加わるために、売荷方の稼ぎが減る原因ともなっていた【売⑰】。

二つ目は手荷である。手荷方の訴状によれば、自ら仕入れた塩を自分の馬に負わせて、大原・飯石両郡へ出かけ、大小豆、苧、煙草などと交換しているとする。もちろん、運搬する時点では、塩の売却相手はまだ決まっていないことが前提となっており、出先で販売し代銭を受け取るか、掛け売りとする場合もあったようである【手⑮】。この手荷の場合には、運搬するのは馬士自身の荷物なので、当然駄賃はかからない。しかし、史料中には口銭について触れる箇所があり【手⑯】、宍道町を通過する際に、通行料としての口銭がかかった可能性がある[20]。

この手荷の販売を行うためには、売荷方の返答書にある通り、塩を買い付けるための元手が必要であった【売①】。しかし実際には、買い付けの資金に不足し、宍道町内の有力な商人から、借り入

れることもあったようである。安永2年（1773）に作成された木幡屋与右衛門の訴状案[21]によれば、塩屋孫左衛門という人物が大原郡の村々へ出向いての塩販売にあたり、元手に不足した場合には、木幡屋の方から資金の貸し付けを行ってきたとある[22]。そして、こうした資金の貸し付けは、「惣而各様御存之通、町内小商人中江少々宛頼ニ付而、当分振替用達仕候得者、迚毎事之儀取替之度毎ニ証文取置可申様も無御座」とあるように、帳簿につけるのみで証文を作成しないで済ませていたようである。また、この事例では、孫左衛門が病死した後の借金返済にあたって、大原郡の村々における売り掛け金の存在が問題とされており、先述した掛け売りの事実を確認することができる。

この木幡屋の訴状案では、孫左衛門を馬士として明記していないが、大原郡に実際に通って販売していること、証文の作成も無筆ゆえにできない、「小商人」とされていることから、おそらく手荷の営業が始まった頃の馬士であると思われる。このように、手荷は開始当初から、元手となる資金の不足が問題となっており、町内の有力商人の支援が必要とされていたことが分かる。このことは、次に見る「手荷」の出現とも大いに関係してこよう。

さて、もう一つの営業形態が問題の「手荷」である。これは手荷方の訴状には出てこず、売荷方の返答書の中でのみ指摘されるものである。すでに見たとおり、松江と奥出雲の商人の間で売買契約の済んだ荷物を「手荷」と偽称し、実際には駄賃を取って運送するという営業形態であった。売荷方によれば、その証拠に、手荷方馬士は途中で為替をうけとって引き返しているとする【売⑮】。

これらの売荷方の主張の真偽を見極めることは難しい。しかし、手荷を差継にされては、販売と代銭取り立てのために、わざわざ出向かなくては成らず困るという手荷方の主張に対し、実際には自身で販売に出向くことがほとんど無いからであるとする売荷方の反論は説得的である【⑮】。

また、手荷方の訴状で塩手荷の送り先として、飯石郡と大原郡しか示されていない点も手がかりとなろう。この点、売荷方の反論書で、文化14年（1817）[23]より、松江から仁多郡へ送られる塩が湯町（現、玉湯町）廻しとなった、と記している事と符合するからである。この変化について、売荷方は、俵から塩を1升抜きとったり、貫目の軽い塩と取り替えたりするようなことを手荷方が行っており、それが奥出雲方面へも知れるようになったからだとする【売⑳】。この点の真偽も今のところ確かめようがない。しかし、仁多郡が郡としての判断により、塩の輸送経路の変更を行った可能性は十分にある。

というのは、この頃困窮に陥った仁多郡は、文化12年より、「郡立派」を標語として掲げ、財政再建のための様々な処置を実施中であったからである。そしてこの政策について定めた「仁多郡方殿合主法受書」[24]には、次のような記述がある。

> 於松江表諸色調物、郡宿ゟ実意を以方々及手当、猶又郡役人手前ニ而茂、所々致手詰、下直ニ而差出候者へ、手合申付、郡役人当通ひニ為付出、口々郡役人ゟ改判いたし郡宿へ預置、五月、七月、十二月三度ニ郡宿ゟ払方いたし候様申付、勿論払方いたし候ハヽ、右通ひニ受取判取之、懸リ合之手筋江差出改を受、其月ゟ壱歩四之利を立出候様可申談事、

このように、松江で購入する商品について、郡宿[25]や郡役人がとるべき調達方法や支払い手続きについて定めているのであるが、できるだけ商品を安く購入しようと図っていたことが分かる。このような企図を懐いている仁多郡が、塩の輸送経路について見直しを図ったとしても不思議ではな

い[26]。

しかしこのことは同時に、必需品である塩について、奥出雲の住民が廉価に購入し輸送する希望を一般的に懐いていたことをも意味しよう。すでに見たように、「手荷」という形態による運送が可能となるには、「松江売主与奥方買主江内々相頼」むという行為が必要であった。松江と奥出雲の商人双方との合意が必要だったのである。とすれば、両者にも利益があったと見るのが自然である。つまり、宿継による駄賃運送よりも、「手荷」の方が輸送費が安かったと考えられるのである。

「手荷」の場合、宿駅を通過する際に口銭のかかった可能性はあるものの[27]、宿駅での差継はされなかったため、前節で見たような、荷宿による庭銭の徴収や、荷替えにかかる手間や費用を省くことができる[28]。このことが松江と奥出雲の商人の了解をえられた理由であろう。あるいは、仁多郡が郡として輸送経路の変更を行った可能性が高いことを考えあわせるならば、むしろ奥三郡側の主導によって、宍道における「手荷」という運送形態が出現した可能性もあるのである。

このように、「手荷」という運送形態の出現は、城下町松江と大原・飯石・仁多の奥出雲三郡の間の交通・流通体系の変容と関わる。したがって、その位置づけの明確化を図るためには、この交通・流通体系の総体を今後検討する必要があろう。

第三章
馬士の存在形態とその表象

前章で見たように、営業形態を異にする、宍道町の売荷方と手荷方の馬士は、一体どのような存在であったのであろうか。以下、争論の内容から窺うことのできる範囲で明らかにしてみたい。

但し、ここで注意を払う必要があるのは、争論の中で提示される馬士像は、常に彼らの要求内容と関連していることである。争論では、両者ともに、自分たちの置かれた窮状を訴え、彼らの稼ぎが農業経営の補完に必要であること、自分たちの利益が維持されることこそが宍道町全体の繁栄に繋がるものであるとする。したがって、それぞれが、自身を表象する場合には、実態以上に困窮しているように描いたり、反対に相手方を表象する場合には、実態以上に自己の利益に固執する強者として描いたりしている可能性がある。この点を考慮しつつ、彼らの主張について検討してみよう。

まず特徴的なのは、すでに述べたように、両者ともに、自分たちを百姓として位置づけ、馬による駄賃稼ぎを農業経営の補完のために必要だとしている点である【⑬】。しかし、手荷方が自分たちを農業に従事する存在として位置づけたことに対しては、売荷方による反論がなされている。

これによれば、手荷方の馬士たちの多くは、商人であって百姓でなく、日々馬を牽いているので、耕作はできないはずでいる存在である【売⑬】。また、大半が家督（財産）もあり、商売の元手も所有しており、馬稼ぎをやめても渡世できないわけではない、と言う【売⑳】。

確かに、手荷自体は元手がある程度無いと開始できない営業形態であり、手荷方の馬士たちが自身について述べる通りに、農業を本業とする存在であったかは疑わしい。しかし、すでに手荷という営業形態について検討したところで見たように、元手の潤沢にある裕福な商人であったとは考えにくいことも確かである。このことは、手荷方の馬士たちは、仕入れた塩荷を販売するという経営形態では成り立たず、「手荷」という名目で、

実際には駄賃を取る存在になってしまっていた、とする売荷方の主張によっても裏付けられる。売荷方は、この背景として、塩の値段の相場には上り下りがあり、この売買では利潤を安定的に得られないことを指摘する【売⑮】。また、彼らが百姓でないことを指摘するために、せいぜい土地を持っていても、茶畑ぐらいであることを指摘するが【売⑬】、これも裏を返せば、土地を集積するようなクラスの商人ではないことを示すと言えよう。つまり、「手荷」が運送形態の主流になっていた可能性が高いことを考えるならば、手荷方の馬士たちは、塩の流通経路を掌握していた松江・宍道の荷宿[29]・奥出雲の商人たちに従属する小営業の商人であったか、あるいは日用稼ぎを行うような階層であったのであろう。

一方、売荷方の馬士は、自分たちこそ百姓として農業を営んでおり、駄賃稼ぎによって肥料の購入が可能となり、収穫の増加に繋がると言う【売⑬】。また、全員が貧窮者であり、馬による駄賃稼ぎが出来なくなると、渡世に差し支える存在であるとも言う【売⑳】。

これに従うならば、小規模な農業を駄賃稼ぎにより補完することで、ようやく経営を成り立たせているような階層であるということになる。手荷方の訴状には、町内に筵を敷き、集まって酒を飲みながら、「馬留」を行うような姿が描かれているが【手⑫】、こうした粗野にもみえる抗議形態も、彼らが宍道町における下層社会に属することを示すかのようである。

さらに、こうしたことは、宍道町にとどまらず、近隣の馬士の場合も同様であったようである。

> 加茂村高七百石余之村ニ人数千五百余人居住仕、（中略）町分に弐百七拾軒斗(はかり)居住仕候処、少々宛(ずつ)之元手工面茂出来候人別は色々見世商ひ其外諸商之働を以渡世仕候得共、裏家小路に罷在(まかりあり)候者共、作場乏敷(とぼしく)御座候ニ付ては、色々日雇丁持等之挌(かせぎ)を以今日を送り申上候処、古来より馬士を家業と仕候者共大勢御座候処[30]、

このように、加茂の場合においても馬士は、店舗経営を行う商人とは違い、表通りに面しない裏小路に居住した、日雇いなどと同様の階層に属する存在であったことが窺える。

以上に見たように、売荷方の馬士は実際に宍道町・村内[31]の貧しい者たちによって構成されていた可能性は高い。このことと対応するかのように、「口上書」の中では、手荷方の訴状が出された後もしばらく、それに対する反論を書付にして提出する能力のある者を探し出せなかったとある【売①】。

しかしながら、彼らについて、一連の争論のやりとりから読みとることができるのは、以上のことだけではない。というのは、当初における文書作成者の不在という条件を克服したうえで提出された反論の内容は、きわめて系統だったものだからである。例えば、具体的な年次を指し示しての経緯の提示は、営業形態の変遷に関するまとまった知識を蓄積していたことを意味する。また、手荷方の訴状に対する詳細な反論、特に手荷を差継にされた場合に起こる問題が、実際には奥出雲に出向いての自分荷の販売を行っていないことから起こりうることなどを衝いている点など【売⑮】、彼らの訴訟能力の伸長にも注目すべきであろう。

おわりに

本稿では、馬士どうしの争論の経緯、主に売荷方の営業形態であった、差継ぎによる駄賃稼ぎのありよう、及び「荷下」という営業圏域の存在、手荷方の営業形態の三類型、そして宍道町内における馬士の存在形態について明らかにしてきた[32]。

そして争論発生の歴史的背景について言えば、「手荷」という運送形態の出現と拡大に因ることを確認できたように思う。しかし、この運送形態の性格について考えるには、未だいくつかの事柄を検討する必要がある。すなわち、城下町松江の商人、宍道町における荷宿、奥方の商人という三者の関係、及びこれらの関係の束によって形成されていたと考えられる、宍道町を中継点とした、奥出雲地域の流通体系の問題、さらに宍道町内における荷宿などの有力商人と手荷方馬士の関係、等々である。しかし本稿では、十分にこれらの問題について明らかにすることは出来なかった。今後は、この一件の分析を足がかりとして、これらの問題について明らかにしてみたい。

---

1 島根県、1965年刊。

2 『近代島根の展開構造』（名著出版、1977年）に所収。

3 宍道町蒐古館蔵、木幡家文書五・九八。

4 「宍道駅諸市願」（木幡家文書、『新修島根県史』史料編近世編上52に翻刻）を参照。

5 後述する、「孫左衛門塩売元入銭取替分支払請求訴状案」（安永二年十一月、木幡屋与右衛門→目代・年寄、木幡家文書五・九一）という史料により、実際には、安永年間（1772～）以前に始まっていた可能性が高いことが分かる。

6 以下、【　】内の番号は、別掲史料の一つ書きの傍らに付した箇条の順番を示す。また、【　】内に「売」とあれば、売荷方の主張、「手」とあれば、手荷方の主張部分に拠ることを示す。

7 以下、この形態の手荷を「手荷」と記す。

8 史料中には、「三捨七年已前」とある。

9 史料中には、「廿一年以前」とある。

10 文化四年一月「乍恐御願申上演説之覚」（中林季高編『加茂町史考資料編』加茂町史考頒布会、1957年、38加茂馬士一途（黒田与吉氏蔵））を参照。

11 意宇郡西組与頭を指すと思われるが未詳。

12 与頭和右衛門宛て宍道町目代為右衛門書状（別掲史料・挿入文書②）を参照。

13 （下郡）六郎右衛門宛て（与頭）和右衛門書状（別掲史料・挿入文書①）を参照。

14 宍道町周辺の宿駅としては、湯町・直江・大東・木次・三刀屋があった。文政三年宍道町馬士一件関係図（以下、関係図）を参照。

15 前掲関係図を参照。

16 松尾寿監修・松本美和子解読『宍道町歴史史料集』（宍道町教育委員会、1996年）247頁を参照。

17 前掲『加茂町史考史料篇』38。

18 絲原家文書所収。

19 文政三年十二月、下郡・与頭宛て宍道町役人書（「宍道駅馬関係愁訴演説書」（別紙3）、『新修島根県史』史料編近世上、709頁）を参照。

20 しかしこの場合の口銭は定額であることが多く（中馬などの事例）、断定はできない。口銭徴収の事例については、古島敏雄『江戸時代の商品と流通』（御茶ノ水書房、1951年）「第四章　信州中馬の発生とその公認」229頁、太田勝也『近世における駄賃稼ぎと商品流通』（御茶ノ水書房、1978年）「第八章　鎌倉住還における駄賃附けの形態　第三節　『庭銭』と『口銭』」等を参照。

21 前掲、木幡屋文書五・九一を参照。なお、この史料の存在については、宍道町史研究会（2002年2月16日）において拙稿のもととなる報告を行った際に、石富寅芳氏にご教示いただいた。

22「当町塩屋孫左衛門与申者、兼而実叮者に御座候処、大原郡村々江塩売ニ通ひ、此元入銭差閊候侯節ハ、私方ゟ年来口入いたし遣申候」とある。

23 史料中には、「四年以前」とある。

24『新修島根県史』史料編2近世上32。

25 藩との仲介業務など、郡中の業務を金銭によって委託された商人のこと。

26 仁多郡の郡宿は、松江とともに、湯町・大東にあったことも分かり（註24参照）、湯町経由に変更する条件となった可能性がある。

27 手荷方訴状【手⑯】には塩値段により駄賃並みに口銭のかかることがあるとある。このことは塩価格が高くても、駄賃よりも口銭のかかることはないことをも意味する。

28 尤も、宍道までは舟運のため、いったん荷下ろしをし、馬の背に付け替えることになったはずである。しかし、運送先まで差継ぎされないため、経費は抑え得たはずである。

29 手荷方の馬士の荷宿をつとめた商人として、「口上書」には、延野屋宗十が登場する【売⑭】。表店の商人として、前掲の「文政元年宍道町町並名前図」にみえる。

30 文化六年三月「乍恐追々御歎申上口上之覚」（前掲『加茂町史考資料編』）。

31 前掲の宍同町町並名前図には馬士たちの名前はあまり見られず、宍道村部分に居住していた可能性が高い。

32 本来ならば、註20に掲げた著書や、原直史『日本近世の地域と流通』（山川出版社、1996年）「第一部　駄賃稼ぎと村落」で取り上げられている、駄賃稼ぎの事例と比較するなどして、位置づけを図る必要があるが、本稿では果たさなかった。したがって、あくまで事例紹介にとどまることを断っておく。

⑤

昨日御内々被仰下候完道馬一件目代為右衛門方へ手詰遣候処、別紙之通申出候ニ付、則懸御目申上候、何之訳ケも不立、申出御座候へ共、格別之申出不仕哉、若書付差出候ハヽ、其節御相談可申上候、一東来海浜一件人数之内、先頃石ニ敷れ相果候林次郎儀、人数ニ而御座候、右之趣御内々可申上所、失念仕候ニ付、如此御座候、何分能様奉頼上候、以上、

和右衛門

四月十八日

六郎右衛門様

（補注）

木幡家文書（蒐古館蔵）には、訴訟方である手荷方馬士の願書も所蔵されているが、掲げた売荷方の返答書中に逐一引用してあり、また『新修島根県史』史料編二・近世上（島根県、一九六五年）に掲載されているので、省略した。ただし、同史料中に（別紙四）として掲載された文書の宛名部分が「与頭茂右衛門殿」となっているのは、「与頭和右衛門」の誤りであることを指摘しておく。

（付紙あり。同文で三枚あるが剥がれており、誰を指すかは不明である）

此者是迄売荷方ニ御座候所、少々物入を出候事相成かたく由無判

目代為右衛門殿
年寄権右衛門殿
年寄卯兵衛殿

本文中に、（註）と記した部分に、こよりで一括された挿入文書（①～⑤）があったので、併せて以下に掲載する。

①

完道一件、先達而御示合被下候通、去ル十六日村町役人相招、委細申諭し、早速取扱有之様、懸合置申候ニ付、昨朝如何哉承度、為右衛門方へ申遣候処、昼後被越候ニ付、承合申候処、手荷方者勿論、売荷方も被仰渡相背可申様無御座旨申出候由御座候間、左様思召可被下候、段々御苦労被成、相済御同然、安心仕候、委細者追而可申上候へ共、先者右之趣、様子申上度、如此御座候、以上、

和右衛門

四月廿日

六郎右衛門様

②

完道町馬一件、去年手荷方之内弐人不埒之儀ニ付、五拾日斗りも馬差留置、売荷方へ被仰付候後、何之儀も承不申上候、此度御状被下候ニ付而、色々内分問合見申上候所、売荷方ゟ者外貪着者一向不仕趣、追々荷物替減り、難渋ニ付而願書差出度、一円与相聞申上候、其外手荷方ニ如在成儀者無御座様ニ相見申上候、是等之趣、宜敷様御取扱之程奉願候、以上、

完道町

目代為右衛門

四月十八日

与頭和右衛門様

③

（端裏）「四月廿二日差出ス」

以手紙申上候、弥御堅勝被成御座、目出度御儀奉存候、先日ハ緩々御伺申上、大慶仕候、其節完道町馬士一件御内々御咄申上候節、被仰聞候趣、和右衛門并目代為右衛門両人手前内々問合申候へ共、去年御伺申上候上、手荷方之者弐人咎申付、売荷方江申付之後、売荷方ゟ手荷方不埒之訳申出候儀ハ、無覚旨一向不存旨申候、如何様之間違御座候哉、御内々申上置度如此、以上、

元〆□

④

幸便申上候、今日者雨天ニ而一統大悦奉存候、偖御機嫌克被遊御座奉恭賀候、此元相更儀無御座候、然者当町馬士争論も先年仕来御下地被仰付、一統大慶奉存候、

以上

四月十八日

相止、渡世ニ懸り候儀も無御座、売荷方之者共ハ不残貧窮者、馬相止候へハ、何更渡世之方便も無御座、其上壌ニ差間、耕作出来不申、不軽難渋ニ御座候、手荷相止候而も、奥方へ運送之諸荷物、扨又奥方ゟ出候荷物、都而当所へ相廻り候へハ、当所之迷惑ニ相成候筋無御座候、前々申上候通、直段之上り下りニ恐レ、実々手荷仕候者余り無御座、皆送り塩を手荷之分ニシテ、駄賃取計ニ御座候得ハ、猶以町内之衰微ニ相成儀者、少しも無御座候、手荷仕候者、塩壱表ニ而一升位、都而ぬき取、表振を直し、売捌申候所、是等之儀自然与奥方江相聞、既十年程以前、仁多郡頭分之者申合、松江ニ而塩直買仕、こも包ニシテ当所迄運送仕来申所、手荷方之者共、順番相廻り候節、作略仕□目軽塩与取替負せ候由ニ付、間々目軽塩有之由、是者手荷仕之仕業与申儀、奥方ニ而も風聞仕、右ニ付直買塩四年以前ゟ湯町廻しニ仕、完道江通し不申、年中ニ而ハ余程之駄数ニ御座候所、手荷方不実仕候ニ付、当所一統之迷惑ニ相成申候、手荷方有之、何更当所為ニ相成候様少も無御座候、

右手荷方ゟ数ヶ條申出候ニ付売荷方之者共ゟ一々有掛返答如此ニ御座候、一旦被仰渡候儀ヲ御愁訴申上候段、重々恐入候儀ニ奉存候得共、馴たる稼ニ放れ候而者、何更渡世之方便も無御座、其上壌ニ手問、耕作出来不申、彼是必至之難渋御賢察被下置、何卒御慈悲を以古来仕来之通ニ被為仰付、難渋片寄不申、渡世相続仕候様被為成下候ハヽ、重々難有仕合可奉存候、偏願之通御許容被為仰付被下候様(衍)様幾重ニも奉仰願候、此度宜敷被仰上可被下候、以上、

文政三　　完道町馬士

辰十一月　　弥三右衛門

弥　市
彦左衛門
九右衛門
広右衛門
為四郎
夫　助
源右衛門
柳　蔵
祐右衛門
太　助
清　六
長右衛門
次　平
宇　助
清右衛門
新　平
猶　助
六兵衛
金兵衛
太兵衛
機　八
市左衛門
初四郎
忠次郎
伝次郎

完道駅荷物者、塩七歩外荷物三歩位之儀ニ御座候所、塩手荷と申儀無御座内ハ、諸荷物順番廻りニ付、一統相応ニ駄賃取仕候所、手荷与申儀仕出し、塩七歩之分不残、手荷方へとられ、其上三歩之分も惣馬持四十四人へ順番廻し仕候得ハ、手荷方ハ誠ニ纔計之儀、不軽之甲乙ニ御座候所、塩運送之日者、外荷物差参候而も其荷物ハ先へ越し、順ニ相廻し候へ者、外馬持之為ニ相成候儀、我意申募、銘々之難渋引出し候と申出候所、廻り之荷物不残先へ越し候而も、やうく三歩ゟ外無御座荷物、其上銘々共廿六人前ニ御座候、手荷方ハ十八人江塩七歩不残引受、此外ニ廻り荷物も相廻し申候へハ、大成片寄之儀ニ御座候、是等も紙面之上ニ而ハ、道利之様ニ相見へ申候得共、実ニハ欠ケ皆虚談ニ而御座候、全我意申募訳ニ而ハ無御座、此手当りニ付、難渋之余りニ而御座候、

一[18] 廿一年以前、右様之族申出候ニ付、其節御願申上候所、御吟味方様、郡方様、郡役人衆中様、目代与平次殿御勤之節、御用第一、古来ゟ仕来之通可仕旨被仰付候旨被仰渡、一統奉得其意候、

此　答

右様之被仰渡、私共毛頭覚無御座、廿一年以前之郡役人様、町役人衆不残御存命ニ付、内々承合候所、是以左様之被仰渡、御存不被成趣ニ相聞へ申候、左候得ハ、眼前之偽ニ御座候、勿論古来ゟ仕来之通可仕旨被仰付候ハヽ、手荷相止不申ハ相成間敷儀与奉存候、

一[19] 其以後、是迄何之儀も不申出、町内無難ニ相続罷在候所、此度外馬持共ゟ勝手次第之我侭申掛、一統難渋至極奉存候、

此　答

四十年計以前、猥ニ相成候ニ付、加茂馬士与争論以後、急度殿り合相立、連判一札目代所并馬差手前へ差出置候ニ付、当分ニハ相守候所、其後追々御役代りニ相成、馬士も入替彼是ニ付猥ニ相成、相対ニ相制候而も治り不申ニ付、再三御愁訴書付をも差出候得共、御上様御苦労ニ相成儀恐多、下地殿り合も相立居候事ニ候得者、相互実意ニ立帰、穏ニ相済候様との儀、無拠差扣、数年たへす論中ニ而打過候儀ハ、為右衛門様、年寄御役中ゟ引続、年来御役柄ニ而御承知被下候通ニ御座候、

一[20] 近年ハ世上一躰ニ不自由ニ相成候趣ニ相聞へ、勿論銘々共小身之者ニ御座候所、古来ゟ馬持ニ相成候者者誰ニ不限、仕来之塩手荷不相成候様ニ相成候而ハ、渡世難渋至極仕候、其上当駅衰微ハ勿論剰奥方迄も難渋成ル儀与奉存候、

此　答

手荷不相成候而ハ難渋仕候旨申出候所、古来無之紛敷手荷仕候ニ付、銘々共大勢之難渋ハ如何相心得候哉、小人数之難渋ゟ大勢之難渋社、当駅之衰微ニ可相成儀、得手勝手成申分ニ御座候、自分馬ニ負せ不申迚、塩商売不相成と申儀も無之、勿論手荷塩、自分馬ニ負せ度候ハヽ、(註)、前ニ申上候通り、順番之差継ニ仕候得者、何時ニ而も被罷越候事ニ御座候、何ヲ以奥方迄も難渋可仕哉、不相当申出ニ御座候、元来不実を以我欲を致付候身分ニ御座候得ハ、我□さへよけれハ、人ハ如何様難儀可仕与構不申心底ゟ去暮之示合、間もなく打破、御上様江奉懸御苦労候様成者、御捨被置候而ハ、人気之背ケニ相成、衰微之基ニ相成候間、急度御糺明奉願候、御存被下候通、手荷仕候者共ハ、過半少々家とくも有之、商売之元手も所持罷在候得者、馬

酒手等之儀者、何れの駅ニ而も間々有之儀、勿論纔十五文之事ニ付、態飛脚を以当御役所へ及懸合候儀、余り不審ニ奉存、右十四郎方并飛脚ニ参候三刀屋町茂蔵与申者へ相尋候所、当所手荷方馬士ゟ飛脚賃可差出旨申ニ付、右様取扱候由、右茂蔵儀幸ひ同町目代所ニ居合、掛合候所、飛脚賃弐百文、完道町延野屋惣十ゟ受取候由ニ御座候、此惣十儀ハ手荷方馬士荷宿も仕候者ニ御座候、相手方之事ハ惣而悪様ニ申ハ争論之習ひ与ハ乍申、余り敷計略恐敷次第ニ奉存候、尓し早速露顕仕候儀ハ天罰遁レさる儀与奉存候、全躰右様虚談計申出、迷惑至極、万々是等を以御賢察被下置、貧窮之銘々共相立候様奉願候、

一⑮且塩手荷之分、直段高下ニ付而ハ、纔壱駄之塩差荷ニ仕、駄賃出し候而ハ、仕当ニ合不申、譬ひ差荷ニ仕候迚も、先々ニ而売捌、代銭取立等ハ自身不罷越而ハ不相成、掛取計ニ罷越候様ニ相成候而ハ、甚勘定ニ合不申様ニ相成候得者、手荷塩商売相止候外無御座儀与奉存候、

此　答

自分之勘定ニ悪布迚、古来ゟ仕来ニ無之取扱ハ相成間敷、壱駄ニ而も弐駄ニ而も馬指手前へ差荷ニ仕べく事ハ差前之事ニ御座候、尤以前手荷与申儀、初出し候頃之様ニ自分馬ニ負せ、自身ニ奥方へ罷越売捌、順番廻り之差継ニ仕候得ハ、一統之差障りニ不相成候得共、追々申上候通、送り塩を奥松江頼合、皆手荷ニシテ日々負せ候故、差障ニ相成、難渋片寄候ニ付、手荷不相成、殿り合相立居候儀ニ御座候、塩売買も相場之上り下りニ而甚心遣ひ、当時者利潤も少く趣、駄賃取ハ纔宛とハ乍申、毎日負せ候得ハ、年中ニ而ハ不少儀、元手も不入、慥成儲ニ御座候へハ、実者手荷仕候者□いヶ計無御座、都而送り塩を手荷之分ニシテ、不実取扱候者多く相成申候、其証拠ハ自身ニ奥へ直付ニいたし候者ハたまさか之儀、都而途中ニ而為替ニシテ戻り申候、此分ハ不残送り荷ニ相違無御座候、不実之証拠ニ而御座候、手荷売捌代銭取立、自身ニ不罷越候而ハ不相成、懸取計ニ罷越候様相成候而ハ不勘定之旨申出候得共、此儀も前々申上候通、自身ニ奥へ参候儀たまさか之儀ニ御座候得者、以前手荷取扱候様ニいたし候へハ、いつニ而も被罷越、掛取計ニ参ニ不及、不勘定之筋ニハ不相成儀と奉存候、扨又駄賃出し候而者、勘定ニ合不申、手荷塩商売相止候外無之旨申出候所、此儀も不相当申出ニ奉存候、駄賃差出候場所ニ而も仕当ニ合候哉、塩商売仕候当所ニ限り、駄賃出し仕当ニ合不申儀者御座有間敷、外并ニ儲候而可宜与奉存候、

一⑯塩直段ニゟ駄賃取位之口銭懸り、随分売レ候節者、五駄拾駄ニ而も日々運送之節ハ、外馬持方へ差荷を以順々相廻し候へ者、外馬持之為ニも悉く相成儀ニ奉存候、

此　答

手荷余分運送仕候迚も十八人之内ニ而作略いたし、秡荷□（仕カ）、差荷ニ仕候事無御座候、□（此カ）儀ハ馬差方ニ而悉く相訳り居候事ニ御座候、

一⑰塩運送之日者、外荷物差参候而も、其荷物ハ先へ越し、順々相廻し候へハ、是以外馬持之為ニ相成候儀ニ奉存候所、前許ニ申上候通、我意申募、徒党ヶ間敷いたしかた、却而銘々之難渋引出し候ニ相当り、苦々敷儀与奉存候、

此　答

此方ゟ事ヲ好心底少しも無之□墨之御取捌ニ相成候得ハ、兎や角申者も無御座、何分宜敷御頼申与、丈助へ一礼述、夫ゟ引取申候儀ニ御座候、

一⑬御存被下候通、完道町儀ハ一方者山、一方ハ海、纔之石高三百石余り之村方人数多く、其上何更捗出来不申、至而難渋之場所ニ御座候得者、何レ迚も百姓一円ニ而ハ渡世不相成、依農業之透間ニ者駄賃取之、荷物并塩手荷負せ、纔之駄賃取ニ而奥方へ通、渡世之多足ニ仕候得ハ、自然与耕作出精之為ニも可相成与奉存候、

此　答

手荷方ゟ申出候通、百姓一円ニ而渡世出来不申、色々外稼不仕候而ハ相成不申儀ハ、相違無御座候、尓し手荷負せ、奥方へ通ひ候得ハ、自然与耕作出精之為ニ茂相成与申出候所、此儀ハ偽之儀ニ御座候、手荷方之者ハ多分商人ニ而百姓ハ不仕、少々茶畑位之事ニ御座候、其上日々馬を牽出候ニ付、耕作出来不申、売荷方社大方百姓ニ而打込り農業仕候、手荷相止候へハ、荷物くる〳〵廻りニ相成候間、仕当ニ合申候、左候得ハ、馬持余分出来、壌増ニ相成可申、猶又儲有之候へ者、買壌等仕、作増耕作出精之為ニ可相成儀与奉存候、

一⑭此度右様之族を申懸、出入ヶ間敷儀申懸候へ共、古来ゟ仕来之商売相止候様ニ相成候而ハ、馬方計之不益ニ而ハ無御座、町内一統之衰微不軽儀、難儀至極ニ奉存候、扨又大原郡在々より御米、完道町津出し之節、百姓銘々牛馬を以津出し仕、帰り掛、塩其外少々宛買物いたし罷帰候節、外馬稼共ゟ稠敷差留、上銭抔を去暮ゟ取申候、右様仕候得者、当駅ニ而調物自然与相止候様ニ相成、所之不為、眼前之儀ニ奉存候、元来完道町之儀ハ往来之荷物ハ至而払底、松江行荷物者舟ニ而相済、大原・仁多・飯石諸荷物□（上ヵ）ケ下計ニ而、誠ニ難渋之場所、取続候儀ニ御座候得ハ、右様差留候様ニ相成候而ハ、完道町之衰者勿論、奥方百姓手前ニ而も不軽費出来候儀与奉存候、

此　答

大原郡在々ゟ御米津出し之百姓持牛馬ニ帰懸、塩其外買物いたし罷帰候を、去暮ゟ稠敷差留、上銭取候抔申出候儀、一向驚入申上候、毛頭左様之儀無御座、偽之申出ニ御座候、尤当正月飯石郡多久和村十四郎与申者之商荷物一箇、松江ゟ運送、円蔵与申者之所江上ケ置、直人ヲ以取越候□（筈ヵ）之由、然所、久々取□も不参ニ付、三刀屋迄運送いたし呉候様、円蔵ゟ馬士六兵衛ニ相頼候所、壱駄分も無之付合荷物西風東風聞合、やう〳〵壱駄ニ取組罷在候処へ、直人ヲ以取ニ参候由ニ而相渡し候様、円蔵ゟ申参、折角付合取組候処ニ候得とも、直人参候ハヽ、相渡可申旨申答候所、円蔵ゟ申候ハ、左様も有之候ハヽ、一旦差込候荷物之儀、少々酒手為出可申、何程遣候而可然哉与申ニ付、六兵衛ゟ夫ニハ及不申旨申答候へとも、強而申ニ付、十五文もらひ、手荷方馬士千蔵其外へも右之咄しいたし置、全上銭与申訳ニ而ハ無御座、惣而一旦差込支度等いたし候上、相止候へハ、馬士ニ不限、舟手又ハ人足等ニ而も、惣（ママ）応之酒手ハ貰ひ受候事ニ御座候へ共、右之分ハ纔之物ニ而、及断候得とも、宿円蔵ゟ強而申ニ付、酒手受納仕候儀ニ御座候、右様相訳り居候儀を上銭抔与仰山ニ申成し候段驚入申上候、然所二月初旬、右十四郎方ゟ当町目代所へ直飛脚を以書状ニ申越候ニ者、纔之荷物手人を以取越候を上銭取候儀、駅法ニ御座候哉、承度旨申越候由ニ而、目代所ゟ六兵衛御手詰被成候ニ付、前書之通有掛り申上候訳ニ御座候、右様

一⑨去ル十四日、馬持政助与申者、塩手荷負せ出掛候得者、又々外馬持共、一統相集、往来へ出向、利不尽ニ差留申候所、仕来之儀ニ御座候へハ、押而可罷出哉と奉存候得共、左候得ハ、喧嘩ニ可相成故、無拠町御役所へ御訴申上候所、

此　答

去暮前ヶ條之通、御役人様ゟ被仰聞候ニ付、両方実意ニ立帰、殿り合相立候而、年内早春迄ハ悉厳重ニ相聞候所、手荷方之内、政助与申者、殿り合犯し候ニ付、手詰仕候所、源右衛門・弥市両人を政助ゟ相頼、以来急度相慎可申候間、此度之儀者、了簡いたし呉候様、断仕候央、如何相談仕候哉、去暮之殿り合ニも不構、此書付差出し申候、然所去暮殿り合之儀者、少しも不申出候得者、殿り合之儀者不存躰ニいたす了簡与相見へ申候所、政助より最初断致掛候へハ、殿り合相立候則証拠ニ御座候間、殿り合不存躰ニハ中々相成間敷儀ニ御座候所、全躰虚談計申出、御上様へ奉掛御苦労候儀、奉恐入候、此儀も源右衛門・弥市御手詰被成候得ハ、相分儀ニ御座候、

一⑩塩手荷之分願出、御差図御座候迄ハ見合候様御役人衆中ゟ御申付被成、一統難渋至極奉存候、

此　答

此儀如何被仰付候哉、銘々共者、一向不存儀ニ御座候、私共へ被仰渡候ハ、手荷惣仲満江打出し、くる〳〵廻しニ論中可致旨被仰渡、其通り相守罷在候、

一⑪且外馬持之内、六兵衛与申者ハ、去年ゟ御用不相勤ニ付、馬指伝七へ相尋候所、外馬持共廿六人之者之内ゟ相願候旨申聞候ニ付、左候得者、六兵衛勤何月何日殿方様乗馬ニ相当候哉、誰何れへ参候哉与相尋候得者、伝七返答ニ者、去十二月初ゟ当二月中旬迄、我侭申、御用相勤不申旨、漸伝七ゟ申聞候、

此　答

六兵衛儀我侭申、御用不相勤段申出候所、六兵衛儀ハ廿六人之者共之馬頭与定、秡（ママ）荷吟味之役ニ相頼、御用向者銘々共廿六人之内ニ而相勤申上候得共、六兵衛我侭之筋毛頭無御座候、然所伝七ゟ六兵衛十二月初ゟ当二月中旬迄我侭申、御用不相勤段申候旨、此儀も相違之儀ニ御座候、則六兵衛ゟ伝七へ懸合候所、伝七ゟ申答候ハ、左様之儀申候覚無之旨申答候、銘々共も其節居合、悉承申候、ケ様之儀迄何哉悪様ニ申上度侭之儀、扨々不人気至極之儀と奉存候、

一⑫猶又此度町内ニ筵を敷、外馬持中相集、酒抔給、馬留与号し、徒党いたし、狼藉成躰仕候ニ付、与親丈助殿ゟ相制被申、一統引取申候、

此　答

殿り合相破、争論ニ仕候了簡ニ相成候故か、日々勝手次第手荷負せ罷越し、中ニ者輿馬と為替ニシテ途中より罷帰、直く其日又々付出し候族も有之候ニ付、馬頭六兵衛壱人差留ニ罷出居候得とも、追々大勢牽通り相制候而も不聞入、六兵衛壱人之制ニ而不行届、無拠売荷方一統罷出、相制不申而者不相治趣ニ付、其日ハ廿六人之内、拾五六人程罷出居申候、此儀も手荷方ゟ事を起し、剰徒党抔与仰々敷申出、扨々心外至極ニ奉存候、銘々共徒党ニ御座候ハヽ、十八人之者共も徒党ニ而御座候、成程丈助・六兵衛ニ出逢、日々ケ様ニ而も相済申間敷、勿論今日ニ限り候事ニも有之間敷、私も役所へ参、咄も可仕候間、何分引取可然、丈助被申聞候ニ付、六兵衛返答ニハ、

不同ニも不相成、いつニ而も勝手之節、自身ニ被罷越も仕候得者、迷惑之筋少しも無御座儀ニ奉存候、只不実ヲ相止メ計之儀ニ奉存候、右之通、古来ゟ仕来りを不相守、不実而已取扱候而、売荷計負せ者共及難渋、十方ニ暮罷在候、則手荷方ゟ難渋申懸候訳合、左之通御座候、

手荷方ゟ

一⑥ 完道町駅馬持主共、年来御用大切ニ相勤、耕作之透間ニ売荷駄賃取之、荷物不限何等、商売躰とシテ自力ニ仕入仕候者共ハ、第一塩自分馬を以手荷を負せ、飯石大原両郡江罷越、大小豆・苧・煙草類少々宛替事等ニ仕、渡世営申上候、尤古来より当駅ニ而者馬持ち人数ニ極者無御座、何れ迚も手荷仕度者ハ勝手次第仕来りニ御座候、

此　答

何れ手荷仕度者ハ勝手次第仕来与申出候所、此段全偽ニ御座候、其証拠ハ天明四年午ノ歳、大原郡加茂村馬士与当町馬士争論仕候砌、当町馬持一統示合以後、殿り合相立一札ニ連判仕、目代所并馬指手前へ差出し置申上候、其一札ニ手荷仕来ニ而者無之訳悉く相訳居申上候、則右一札写し相添差上申候、其節手荷生涯差免候四人之内、当時千蔵事善助・広右衛門両人者存命ニ而罷在候間、御糺し被下置候得者、明白ニ相訳り可申と奉存候、

一⑦ 然所、馬持人数四拾七人御座候内、廿四人一組ニ相成、去冬ゟ手荷不相成抔与町端へ出向、勝手次第我侭之族を申懸、無拠町御役所へ願出候所、

此　答

不埒至極存外成申出ニ御座候、前ヶ條ニ相答候通、手荷と申儀、古来無御座、いつしか手荷与号し、塩を買込、順番之外ニ自分馬ニ負せ、自身ニ奥方へ罷越、売捌候得とも、実々手荷ニ而余分之儀ニ而も無御座、順番廻り之差継ニ仕候ニ付、差障ニ相成不申ニ付、兎や角申者茂無御座候所、追々右様之者多く相成、其上松江ゟ奥方商人方へ送り荷を手荷と申偽り、順番廻り之差継ニも不仕、日々負せ候ニ付、順番廻り追々相減、難渋之手当りニ相成、無拠古来ゟ仕来之通、手荷相止候様御願申上候而も、兎角筋道も相立不申、不実者ハ追々増長仕、必至之難渋ニ相成候ニ付、致方無御座、仍而殿り合一札之通、手荷差留候儀ニ御座候、全無筋取扱候覚、毛頭無御座候、然所手荷方ゟ御訴申上候ニ付、売荷方者、御手詰被成、古来ゟ仕来之趣、尚又近年之成行等委敷演説を以申上、何分急々筋道御立被下置候様御願申上置候訳ニ御座候、

一⑧ 押詰御用多央、取引六ヶ敷塩手荷是迄之通銘々勝手ニ負せ売捌候様、外馬持江者駄賃取之荷物負せ候様、年内之分者、先是ニ而差置候様被仰付、是迄見合居申上候所、

此　答

御役所ゟ被仰聞候ニ者、年内余日も無之、御用多く事ニ候間、年内御取引六ヶ敷、実意を以申合、穏ニ相済ミ候様被仰聞候ニ付、手荷方売荷方打寄、実意を以殿り合相立、其趣ヲも御役所へ御届申上置候儀ニ御座候、然所大成ル虚談申出候、右様之被仰渡、売荷方之者共ハ一向存不申候、是等之儀者御役人様御承知之事ニ御座候間、真偽ハ相分居候事ニ御座候、

方ゟ訴出候由ニ而、銘々共、目代所へ御呼出し被成、如何様之訳ニ而差留候哉与御手詰被成候ニ付、前件之趣委布申上候所、年内者御取引六ヶ敷、相互ニ実意ヲ以示合、穏ニ相済候様被仰聞候ニ付、手荷方売荷方打寄相談ヲ以主法相立、其段各様江も御届申上、御聞届被成下候ニ付、去冬ゟ早春迄者穏ニ御座候所、当二月中頃、手荷方之内、政助与申者、示合を相背候ニ付、手詰仕候央、手荷方之者ゟ書付ヲ以御愁訴申上候由ニ而、右書付写しヲ以此返答仕候様売荷方之者共被仰渡、一覧仕候所、去暮寄合相極候主法打破り、勝手我侭之儀申出、不埒至極ニ奉存候、然所売荷方之者共者不残貧窮者計ニ而書付等相認候者も有兼、惣方相頼候得共、認呉候者無御座、兎哉角算談仕候央、目代所ゟ被仰渡候ニ者、是迄仕来之通手荷勝手次第ニ仕候様、尤不実之儀不致様可申付旨、手(年カ)頭ゟ被仰渡候間、違背仕間布、若相背候者有之候ハヽ、早々訴出可申、其節者急度御取引可被成旨被仰渡、一統奉得其意候、然共手荷仕来ニ而者無之与申争論を御糺しも無御座、仕来之通手荷勝手次第与御座候而者、難得其意、勿論返答書被仰付、其筋道も相立不申央、右様之被仰渡、一円合点行不申、不審至極奉存候得共、御手(年カ)頭様ゟ被仰渡ニ御座候得者、御下知ニ而御座候間、違背難相成無拠奉畏候、

一②
右之訳ニ御座候得者、手荷方も不実之儀者仕間布与奉存候所、其後者弥増不実之取扱仕、追々売荷方難渋強相成申候ニ付、既ニ御願可申上哉与奉存候得共、銘々共より強而申上候而も容易ニ御貪着も被為下間敷、何卒不実之者相捕へ差出申候ハヽ、御頓着被成下、願之筋も相叶可申与奉存、一統心を付罷在候所、九月十八日手荷方之内、福太郎・喜八両人不審成塩荷付出し候ニ付相糺し申候所、抜荷ニ相違無御座ニ付、早速其段御訴申上候儀ニ御座候、誠ニ被仰渡間も無く右様不埒成取扱仕候段、言語同(ママ)断ニ奉存候、前ニも申上候通、松江并奥方を頼合、不実取扱之儀見顕かしニ者、万ニ一ツ中々行届不申、手荷相止不申候而者迚も殿り合之付方無御座、唯今之通ニ而者、莫太之不同ニ相成、銘々共甚難渋至極、乍恐御賢察被為下度候、仍而何卒御憐愍ヲ以難渋片寄不申、相応ニ儲ケ候様御下知奉願上候、則荷物割当り共附紙ニ仕差出申上候間、御見合之被下置、難渋之段御考量被成下度奉願候、

一③
此度之争論ニ而者、売買を差支候様与風相聞可申哉、全売買を差支候儀ニ而者毛頭無御座、元手有之者共者不限何等買込置、荷物送り之儀者馬指手前へ相届、順番送りニ仕候様ニ与申事ニ御座候、

一④
手荷相止候得者、町内衰微仕候様申出候得共、全衰微ニ者相成不申候、塩之儀者栄耀ニ遣ひ候物ニ而者無御座、入用程ゟ外者奥筋へ運送者不仕、譬当所ニ而買置候者無御座候迚、年々入用程者、松江より取越不申候而者不相成、左候得者、是悲(ママ)当所を通り、奥方へ上り申候間、荷物減少可仕様も無御座、勿論前ヶ條ニも申上候通、売買を差支候儀ニ而者無御座、随分塩買込候義者勝手次第、只運送ニ不実不仕、古来ゟ仕来之通相成候様ニ与御願申上候儀ニ御座候所、町内一統之衰微抔与仰々敷相認候義、実ニ者不相当文面ニ御座候、手荷之不実相止ニ而者、銘々共多人数之為ニ相成候間、却而町内之為ニも相成道理ニ奉存候、

一⑤
手荷与申者、自分持馬ニ負せ、自身ニ奥方へ罷越、売捌候分者実ニ手荷ニ御座候得共、当時手荷之取扱者、多分奥馬与出逢候所ニ而為替ニ仕送り遣候、都而途中より罷帰申候、此分者不残送り荷物ニ而手荷之内ニ而者無御座候、自身罷越候儀者稀之儀ニ而御座候間、以前之通、不残順番廻りニして、若自身ニ罷越候節者、いつニ而も其段馬指手前へ相断り候而罷越、重而順番相廻候節者、差継ニ仕候様、左候得者、

【史料紹介】

文政三辰十一月意宇郡完道町馬士共御愁訴申上口上書

（木幡家文書）

（凡　例）

一、本史料は、木幡家文書（蒐古館蔵）五・九八を翻刻したものである。文政三年当時、木幡家の当主であった卯兵衛は、宍道町の年寄をつとめており、この関係で写し取られた文書であると思われる。

一、旧字体は概ね新字体に改めた。

一、ゟなどの略字、而・者・与などの候文特有の用字については、そのままとした。

一、誤字と思われる文字の傍らには、（マヽ）を付した。

一、虫損等により、判読難の場合には、□で示した。ただし、文脈により可能な場合には、□に続く（　）内に推定される文字を記しておいた。

一、一つ書きの右傍らに付した番号は、箇条の順番を示すものである。なお、拙稿論文註六の説明を参照されたい。

（表　紙）

文政三辰十一月
意宇郡完道町馬士共御愁訴申上口上書

御愁訴申上口上之覚

一①完道町之儀者、小村ニ人数多キ村柄ニ而、農業一円ニ而者中々渡世出来不申、外稼不仕候而者相続不相成、仍而私共儀者、年来駅馬持、駄賃取仕、渡世送り申上候所、已前者諸荷物都而馬指手前へ届ケ出、馬指より馬士順番相立継送り仕候ニ付、少茂不同無御座、一統平均駄賃取仕来申上候、右ニ付御用馬之分も順番ニ相勤、少しも紛布訳も無御座候所、四拾年以前、元手有之候馬士とも、手荷与号し、塩を買置、順番之外ニ自分馬ニ附ケ、奥方へ持参り軒別ニ打廻り売捌候義、与風相企申候、然共実々手荷ニ而御座候得者、余分之儀ニ而も無御座、猶又手荷を負候節者、馬指手前之順番を飛越ニシテ手荷を負せ申候ニ付、一統之差障ニも不相成義ニ御座候所、いつしか松江ニ而奥方商人直買致し、取越候送り塩之分を松江売主与奥方買主江内々相頼、手荷之分ニ致し、其者者日々駄賃取仕候ニ付、不審ニ者奉存候得共、左様之人数余分も無御座、格別差障ニも不相成候ニ付、夫なりニ打過候所、右様之手段仕候者、追々余分出来仕、売荷順番次第ニ相減し、難渋ニ相成候ニ付、三拾七年已前、馬士仲満一統寄合仕、手荷与申儀、古来ゟ無之、此手荷より紛敷義出来申候間、以後手荷相止メ、当町江打込候荷物之分者、以前之通、不残順番廻しニ可仕旨、其外数々主法相立、一統連判仕、　御役所江差上申候ニ付而、其当分者、厳重ニ御座候所、其後又々猥ニ相成、其上手荷者仕来抔与我侭申募、当時塩荷之分者、大方手荷ニ相成、送り塩者如何計も無御座、売荷方之者共者大難渋ニ相成申上候、実々之手荷ニ御座候得者、為差障ニも相成間敷候得共、奥方松江を頼合せ、不実を取扱候儀ニ御座候得者、手荷又者送り荷之虚実糺し方出来不申、追々難渋片寄候ニ付、手荷与号し、自分馬ニ而日々勝手ニ負候儀相止メ、不残馬差手前江相届、順番ニ相成候様、是迄度々御愁訴申上候得共、はきと筋道相立不申、無拠去暮売荷方之者とも申合、代り〳〵通筋へ罷出居、紛布荷物之分差留申候所、手荷

宍道町の屋号

浅　沼　政　誌

はじめに

屋号は、概して、屋敷を含めた住居に付けられた呼称であり、個々の家を区別するための通称であるとされる。宍道町を含め出雲地方では門名（かどな）、石見西部では家名（いえな）と呼ばれており、集落内では苗字で呼ぶよりも屋号を使用することが多い。昭和43年に島根県教育委員会が発行した『島根県民俗分布図』にも、県内211箇所の集落調査による屋号の状況が示されており、県内全域で屋号が機能していたことをうかがわせる。

今回、宍道町の調査を行う中で感じたことは、話者の話の中で、この屋号の使用が非常に少ないことである。この理由としては、①外部からの新規移住者が増えたため、屋号が機能しなくなった。②集落内で行われていた分家独立などが他地域に広がりだしたため、集落の戸数が固定化され、屋号を使用して区別する必要が少なくなった。③家よりも個人が尊重される時代の流れとなり、屋号が時代遅れと感じられている。など、雑ぱくな観測をしてみることができる。しかし、屋号が使用されなくなることは仕方ないとしても、屋号には集落の歴史や家の歴史を探るうえで、有益な情報

屋号の所有量（全戸中屋号戸数の百分比）

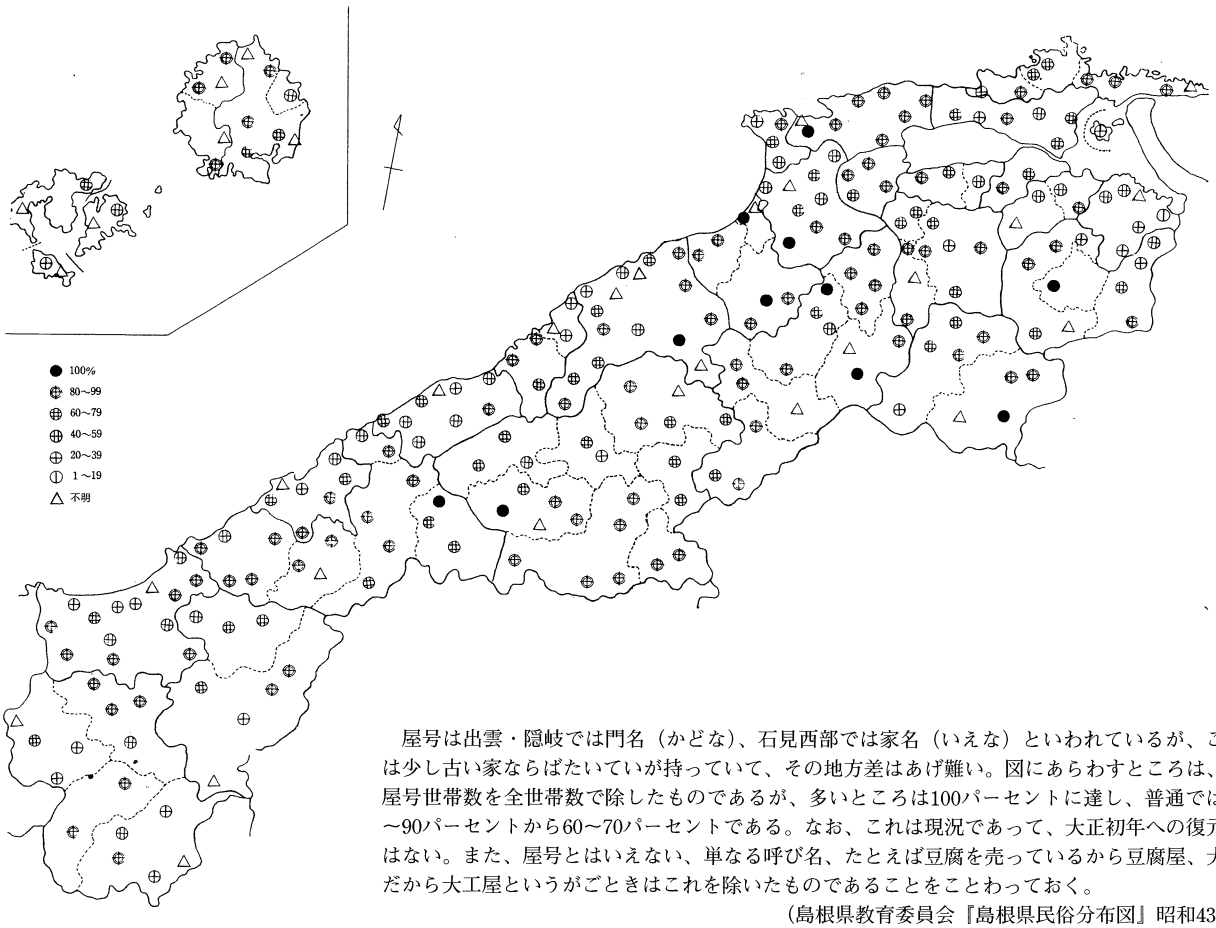

屋号は出雲・隠岐では門名（かどな）、石見西部では家名（いえな）といわれているが、これは少し古い家ならばたいていが持っていて、その地方差はあげ難い。図にあらわすところは、有屋号世帯数を全世帯数で除したものであるが、多いところは100パーセントに達し、普通では80～90パーセントから60～70パーセントである。なお、これは現況であって、大正初年への復元ではない。また、屋号とはいえない、単なる呼び名、たとえば豆腐を売っているから豆腐屋、大工だから大工屋というがごときはこれを除いたものであることをことわっておく。

（島根県教育委員会『島根県民俗分布図』昭和43年）

が数多く含まれている。

幸いにも『宍道町　NTT電話番号有線電話番号住宅地図』（宍道町商工会青年部会、平成3年）の中に、屋号が記されていることから、これをもとに宍道町の屋号の概要について以下に紹介し、現時点における屋号の記録と、今後の集落史研究の利用に供したい。

宍道町に見られる屋号の概要

平成3年時点で確認できた屋号は999軒で、これは宍道町の全世帯数2,461（平成3年4月1日現在）の約4割にあたり、日常的な使用の有無は別として、かなりの屋号が残っていることを確認することができる。全体的な傾向としては、町部の昭和地区や1区から6区までの地区、及び桜ヶ丘団地や白石団地などの新興住宅地には屋号があまり認められていないか、認められず、周辺集落に密度が高い傾向となっている。

以下に主な屋号の分類と紹介を行おうと思うが、厳密には屋号が付された事情が集落によって異なるため、集落ごとに検討しなければならない。しかしながら、これには多くの調査時間と検討時間を要すため、ここでは一般的な分類を参照して述べるにとどめたい。

(1) 位置や方角に関するもの

宍道町では、「東」（769～777）「西」（711～715）「中」（601～605）「前」（837～847）「奥」（157～163）などの屋号に加え、これらを基準につけられた「大東」（135～138）「大西」（129～131）「中西」（637～639）「中下」（627～628）「大前」（140～145）「前屋敷」（860～863）など、位置関係や方角による屋号が多数見られる。

(2) 地名や地形に関するもの

「兎谷」（68～69）「廻」（188～191）「廻田」（192～193）「砂田」（462）「鈩谷」（528）「寺床」（569）「土井,土居」（582～584）「的場」（876～878）山崎（962～967）など、字名や地名などが屋号として使用されており、過去の地形や環境を知る手がかりとなる屋号が残されている。

(3) 家の格式や本分家に関するもの

「隠居」（47～57）「新屋敷」（444～453）「出店」（562～565）「新奥」（692～704）「本家」（829～830）「本屋敷」（834～835）など、集落の本末関係を知る手がかりとなる屋号がみられる。

(4) 職業に関するもの

「傘屋」（204～206）「鍛冶屋」（209）「紙屋」（261～263）「紺屋」（333～335）「大工屋」（498～503）「代宮屋」（989～991）など、現在を含め過去の家の職業を表した屋号が残っていることは、集落の生業や生活の様子を探る手がかりとなる。

(5) 祖先名に由来するもの

「周助」（429）「甚次郎」（442）など、家の祖先名に由来すると思われる屋号が若干見られる。

(6) 佳字を用いたもの

「大賀美」（104）「加美」（236）「大久家」（497）など、家の永続や繁栄を願って縁起の良い字をあてたと思われる屋号が見られる。「大賀美」は本来「大上」、「加美」は「上」、「大久家」は「大工屋」であったと思われる。

以上に分類して見てきたような屋号の他にも、「下平田」「中平田」などの位置関係と本末関係を示す字が組み合わさった屋号が形成されていることを確認することができる。

昔は「門名祝い」といって、家に門名（屋号）

が付けられると近所の人を呼んで祝いを行ったというが、屋号を持つことは、集落生活において公に認知されるための重要な手続の一つであり、集落の形成・変遷過程を知る大切な資料であるといえよう。

参考文献

小笹　芳友　「屋号」『日本民俗事典』弘文堂、1986。
牧田　　勲　「家号「屋号」」『事典家族』弘文堂、1996。
馬庭　克吉　『出雲市民文庫6　苗字と門名』出雲市教育委員会、1992〔1988〕。
民俗學研究所　「屋号」『民俗學辞典』東京堂、1953。

宍道町屋号一覧（平成3年）

No.	屋　　号
1	赤羽
2	足谷
3	頭
4	頭
5	油屋
6	尼ヶ廻
7	雨崎谷
8	荒木屋
9	新木屋
10	荒槇
11	家原
12	家持居
13	家持居
14	以下の向
15	池尻
16	池尻
17	以後
18	以後ヶ市
19	石ノ座
20	石橋
21	石橋
22	石畑
23	石山
24	泉
25	いづれ
26	井出口
27	井出端
28	井出畑
29	井出畑
30	井出端
31	稲村大工
32	犬垣
33	稲広
34	伊野坂
35	伊野坂出店
36	鋳物師屋
37	伊持屋
38	岩木
39	岩久保

No.	屋　　号
40	岩崎
41	岩崎屋
42	岩の上
43	岩淵
44	岩見屋
45	岩屋
46	岩屋寺
47	隠居
48	隠居
49	隠居
50	隠居
51	隠居
52	隠居
53	隠居
54	隠居
55	隠居
56	隠居
57	隠居
58	上
59	上
60	上石
61	上同道
62	上の家
63	上ノ崎
64	上の空
65	上ノ前
66	上畑
67	鶯迫
68	兎谷（上）
69	兎谷（本家）
70	後
71	後
72	後
73	後廻
74	後賀市
75	後ヶ市
76	後ヶ市
77	後桜
78	後堂垣

No.	屋　　号
79	後成
80	後山
81	後山
82	歌ヶ市
83	内畑
84	内堀
85	畝
86	梅ノ木本家
87	江尻
88	江尻奥
89	江尻屋
90	枝茂
91	枝茂廻
92	榎ノ下
93	榎廻
94	恵比須屋
95	えび屋
96	烏帽子形
97	遠所谷
98	大上
99	大上
100	大上
101	大後
102	大廻
103	大賀市
104	大賀美
105	大国屋
106	大久保
107	大久保田
108	大栗
109	大坂
110	大境
111	大崎
112	大繁堂
113	大下
114	大下
115	大下
116	大下
117	大島

No.	屋　　号
118	大下
119	大空
120	大空
121	大空
122	大田
123	大谷
124	大灘
125	大灘
126	大灘
127	大灘
128	大成
129	大西
130	大西
131	大西
132	大畑
133	大畑
134	大畑ケ
135	大東
136	大東
137	大東
138	大東
139	大平
140	大前
141	大前
142	大前
143	大前
144	大前
145	大前
146	大松屋
147	大道
148	大道奥
149	大向
150	大廻
151	大森屋
152	大森屋
153	大脇
154	岡屋
155	沖
156	沖川原

No.	屋　　号
157	奥
158	奥
159	奥
160	奥
161	奥
162	奥
163	奥
164	奥ヶ市
165	奥島屋
166	奥田屋
167	奥西
168	奥西前
169	奥之前
170	奥の屋敷
171	奥の屋敷
172	奥本
173	奥森
174	奥屋敷
175	奥屋敷
176	奥屋敷
177	奥屋敷
178	奥屋敷
179	奥脇田
180	大人
181	屋根
182	小原
183	御墓堂
184	表
185	表
186	折坂
187	折坂下
188	廻
189	廻
190	廻
191	廻
192	廻田
193	廻田
194	賀市の本家
195	廻平
196	掛木
197	垣の内
198	垣之内
199	柿の内
200	角木幡
201	家久志屋
202	家久志屋
203	掛屋
204	傘屋
205	傘屋
206	傘屋
207	鍛冶場
208	加治場
209	鍛冶場
210	柏木
211	堅田

No.	屋　　号
212	合羽屋
213	加登
214	加登
215	門
216	門
217	門
218	門
219	賀登
220	加登の前
221	角田
222	門田
223	加登之前
224	角屋
225	角屋
226	門屋
227	門屋
228	門屋敷
229	門屋敷
230	門屋敷
231	門脇
232	金穴
233	金廻
234	金久曽
235	金子
236	加美
237	加美の上
238	壁乃内
239	かみ
240	上
241	上
242	上
243	上鶯
244	上大久保
245	上落合
246	上紙屋
247	上川原
248	上北廻
249	上北垣
250	上崎
251	上清水
252	上新庄
253	上段原
254	上手
255	上土井
256	上中原
257	上西
258	上ノ奥
259	上馬場
260	紙星ケ市
261	紙屋
262	紙屋
263	紙屋
264	上屋敷
265	上屋敷
266	上屋敷

No.	屋　　号
267	上屋敷
268	上屋敷
269	上屋敷
270	上屋敷
271	上屋敷
272	上山根
273	亀ヶ谷
274	亀田
275	加茂屋
276	茅原
277	刈山
278	苅山
279	唐千田
280	川島屋
281	河内谷ノ前
282	川西
283	川之空
284	神田
285	神田
286	北市
287	北廻
288	北廻
289	北垣
290	北垣
291	北灘
292	北平
293	きまちや
294	客土
295	客堂
296	木山ヶ市
297	興屋敷
298	蔵敷奥
299	蔵敷下
300	蔵敷中
301	蔵敷向
302	蔵敷門
303	鞍馬寺
304	蔵本
305	蔵本
306	蔵本
307	蔵屋敷
308	栗原
309	車屋
310	桑木平
311	郡界
312	湖陰家
313	糀屋
314	弘長寺
315	神戸屋
316	小廻
317	小廻
318	小廻
319	後賀市
320	小鏡
321	後繁登

No.	屋　　号
322	小谷川
323	小橋屋
324	小早川
325	木挽屋
326	木挽屋
327	小松原
328	小松山
329	小村屋
330	こもざわ
331	五来田
332	古割屋商店
333	紺屋
334	紺屋
335	紺屋
336	紺屋川之前
337	紺屋畑
338	西城寺
339	才ノ峠
340	幸家
341	坂
342	坂
343	坂口屋
344	酒田屋
345	坂根
346	坂ノ上
347	坂本
348	佐賀利
349	左官屋
350	崎
351	崎奥
352	崎越前
353	崎高松
354	崎ノ家
355	崎ノ前
356	崎ノ前
357	崎之前、司
358	崎前
359	桜
360	佐古田
361	座在
362	笹谷
363	晒屋
364	沢田
365	沢田下
366	沢田家
367	算用場
368	慕多屋
369	室
370	敷出
371	篠峠
372	篠原の上
373	篠原の下
374	清水
375	清水
376	清水

No.	屋　　号
377	清水
378	清水尻
379	下
380	下犬山
381	下伊野
382	下鶯
383	下大久保
384	下大坂
385	下大谷
386	下岡田
387	下落合
388	下ヶ市
389	下賀市
390	下海部
391	下笠屋
392	下鍛冶屋
393	下川原
394	志茂瓦
395	下神田
396	下北垣
397	下佐為
398	下清水
399	下勝負廻
400	下菅沢
401	下空
402	下多井
403	下谷
404	下同道
405	下中井
406	下仲筋
407	下中村
408	下灘
409	下仁井屋
410	下西
411	下之家
412	下の廻
413	下ノ前
414	下場
415	下浜田
416	下ハンド
417	下東
418	下平
419	志茂平
420	下平田
421	下法事
422	下細見
423	下前
424	下前
425	下前
426	下屋敷
427	下屋根
428	社谷
429	周助
430	周助分家
431	出

No.	屋　　号
432	庄司
433	庄田
434	正法寺
435	正廻
436	小路
437	常命寿
438	仁井屋
439	新紺屋
440	新在
441	新在
442	甚次郎
443	新出店
444	新屋敷
445	新屋敷
446	新屋敷
447	新屋敷
448	新屋敷
449	新屋敷
450	新屋敷
451	新屋敷
452	新屋敷
453	新屋敷
454	真屋敷
455	真屋敷
456	杉ヶ森下
457	杉ヶ森前
458	鋤崎
459	杉谷
460	杉ノ谷
461	菅沢
462	砂田
463	隅田
464	酢屋
465	清見寺
466	能登
467	能登
468	能登
469	瀬戸
470	せど
471	セド浜
472	煎沢
473	膳棚
474	千田屋
475	千本
476	曽崎
477	外ヶ市
478	外畑
479	外屋敷
480	外山
481	空
482	空
483	空
484	空
485	空
486	空

No.	屋　　号
487	曽羅
488	空海部
489	空上
490	空田
491	空の本家
492	空はじ
493	空屋敷
494	空山
495	曽利
496	反田
497	大久家
498	大工屋
499	大工屋
500	大工屋
501	大工屋
502	大工屋
503	大工屋
504	大伍輪
505	大洞堀
506	大門
507	平
508	打越
509	高畦
510	高橋
511	高畔
512	高平奥
513	高平本家
514	高森
515	滝戸
516	多久和
517	竹一
518	竹枝茂
519	竹添
520	竹当
521	竹中
522	竹ノ下
523	竹ノ下
524	立田
525	畳家
526	畳屋
527	畳屋
528	釿谷
529	立花屋
530	堅田之奥
531	堅田之本家
532	田中
533	田中
534	田那賀
535	田中屋
536	田中屋
537	谷後
538	谷の前
539	谷屋敷
540	種坂
541	田根屋

No.	屋　　号
542	田畑
543	田端
544	立平
545	立平
546	為石屋
547	丹波田
548	力金旦
549	茶屋
550	塚畑
551	堤
552	坪の内
553	坪之内
554	坪之内
555	坪之内分家
556	鶴岡舎
557	鶴廻
558	出井
559	出来谷
560	鉄穴
561	出平
562	出店
563	出店
564	出店
565	出店
566	寺廻
567	寺垣内
568	寺谷
569	寺床
570	寺ノ下
571	寺の前
572	寺の前
573	寺之前
574	寺の門
575	寺之門
576	寺前
577	天古
578	天庭
579	天庭
580	天庭の下
581	天庭の中
582	土井
583	土井
584	土居
585	堂々
586	堂垣
587	堂垣
588	堂田
589	堂庭
590	堂の奥
591	堂ノ原
592	堂ノ原
593	堂の向
594	豆腐屋
595	同道前
596	時戸

No.	屋　　号
597	戸鼻
598	富在家
599	友田
600	成
601	中
602	中
603	中
604	中
605	中
606	仲
607	仲
608	那加
609	中井
610	中井
611	中居
612	中家
613	仲泉
614	中井田
615	中枝茂
616	仲尾
617	中大谷
618	仲尾出店
619	長廻
620	長廻
621	中神田
622	中紺屋
623	中紺屋
624	中越前
625	中島
626	中島屋
627	中下
628	中下
629	中新屋
630	仲筋
631	長砂
632	ながせ
633	中曽根
634	中空
635	仲田
636	中高松
637	中西
638	中西
639	中西
640	仲西
641	仲野上
642	中之谷
643	中の家
644	長畑
645	長畑
646	中原
647	中原本家
648	中半登
649	中東
650	中平田
651	中舞屋

No.	屋　　号
652	中前
653	中道
654	中村
655	中村
656	中村
657	中屋
658	中屋
659	中屋
660	中屋
661	中屋
662	中屋
663	中屋
664	中屋
665	中屋
666	中屋
667	中屋
668	仲屋
669	仲屋
670	仲家
671	長屋
672	奈賀家
673	中屋敷
674	中屋敷
675	中屋敷
676	中屋敷
677	中屋敷
678	中屋敷
679	中屋敷
680	中屋敷
681	中山根
682	梨ノ木田
683	梨ノ木田
684	梨ノ木田
685	灘
686	灘海部
687	灘の前
688	灘屋
689	縄屋
690	難波之奥
691	難波之前
692	新屋
693	新屋
694	新屋
695	新屋
696	新屋
697	新屋
698	新屋
699	新屋
700	新屋
701	新屋
702	新屋
703	新屋
704	新屋
705	仁井屋
706	仁井屋

No.	屋　　号
707	仁井屋中
708	新家
709	新屋分家
710	仁志
711	西
712	西
713	西
714	西
715	西
716	西岡
717	西廻
718	西掛木
719	西加茂分
720	西紺屋
721	西高松
722	西成
723	西灘
724	西成
725	西之奥
726	西之廻
727	西ノ前
728	西の前屋敷
729	西舞屋
730	西前
731	西屋敷
732	新田
733	庭
734	庭田屋
735	沼田
736	場市
737	橋本
738	橋本
739	橋本
740	橋本
741	橋本
742	橋本
743	橋本堂
744	橋本屋商店
745	畑ヶ尻
746	畑屋
747	旗山
748	八反田
749	羽出場
750	羽出場
751	葉出場
752	葉出場
753	花田
754	花屋
755	馬場
756	馬場
757	浜田
758	浜田屋
759	浜東縄屋
760	張屋
761	林

No.	屋　　号
762	林ヶ廻
763	原木屋薬局
764	原添
765	原屋敷
766	番曽利
767	はんど
768	半之田
769	東
770	東
771	東
772	東
773	東
774	東
775	東
776	東
777	東
778	東灘
779	東灘
780	東之前
781	東ノ脇
782	東原
783	東原
784	東舞
785	東前
786	東前
787	東屋
788	樋の口
789	樋野口
790	平
791	平
792	平岩
793	平喜屋
794	平治割
795	平田
796	平田屋
797	平邸
798	平床
799	平屋敷
800	平屋敷
801	平屋敷
802	広沢屋
803	広畑
804	広道
805	広屋
806	広吉
807	批把区通本家
808	深田
809	深谷
810	深坪
811	深本
812	福島
813	福島屋
814	福間魚店
815	福間分店
816	袋尻

No.	屋　　号
817	藤屋
818	富士屋
819	二畝場
820	舟大工
821	古小路
822	古前
823	風呂板
824	宝来廻
825	宝来廻の奥
826	保科大工
827	堀廻上
828	堀越
829	本家
830	本家
831	本家紺屋
832	本家佐藤
833	本谷
834	本家敷
835	本家敷
836	舞屋
837	前
838	前
839	前
840	前
841	前
842	前
843	前
844	前
845	前
846	前
847	前
848	前家
849	前掛木
850	前崎
851	前田
852	前田
853	前田
854	前田
855	前田
856	前代官所
857	前段原
858	前中原
859	前東
860	前屋敷
861	前屋敷
862	前屋敷
863	前屋敷
864	枡田
865	間谷鍛冶屋
866	間谷本家
867	松尾
868	松ケ中
869	松元
870	松本
871	松屋

No.	屋　　号
872	松屋
873	松家
874	松山
875	松山
876	的場
877	的場
878	的場
879	間之美
880	豆富屋
881	豆富屋
882	増屋
883	まるたき
884	まると鮮魚店
885	まるや
886	廻
887	満ノ屋
888	みか
889	美賀家
890	美喜屋
891	みさき屋
892	御崎屋
893	水先
894	水花
895	道ノ下
896	道ノ下
897	光田屋
898	港屋
899	南ヶ市
900	南畑
901	三原屋敷
902	宮廻
903	宮廻
904	宮廻
905	宮ノ下
906	宮ノ下
907	宮の下
908	宮ノ原
909	宮ノ前
910	宮ノ前
911	宮ノ前
912	宮の前
913	宮原
914	宮脇
915	妙岩寺
916	明見
917	明寿廻
918	向江
919	向井
920	向井
921	向井
922	向屋敷
923	向
924	向田
925	向屋敷
926	向田

No.	屋　　号
927	向原
928	向原前
929	向屋敷
930	向屋敷
931	室屋
932	持田
933	餅屋堀
934	元開
935	元田
936	元田
937	元屋敷
938	桃木堀
939	森
940	森枝茂
941	森ヶ廻
942	森の下
943	森ノ下分家
944	森之前
945	森本
946	森脇
947	八窪田
948	八雲本陣
949	矢吾屋
950	屋敷
951	屋敷
952	矢谷
953	矢谷枝茂
954	矢谷下
955	矢谷尻
956	矢田屋
957	矢頭
958	矢床
959	藪の内
960	藪之根
961	矢掘
962	山崎
963	山崎
964	山崎
965	山崎
966	山崎
967	山崎
968	山田
969	山根
970	山根
971	山根
972	山根
973	山根
974	山ノ空
975	山本屋
976	山屋敷
977	山屋下
978	八幡原
979	豊
980	豊龍寺
981	湯之原

No.	屋　　号
982	指田前
983	弓場
984	横町分家
985	横町本家
986	横屋開地
987	吉井廻
988	呼立
989	代宮家
990	代宮家
991	代宮家
992	代宮家坂
993	若宮
994	若宮
995	脇田
996	早生田
997	和田
998	渡部本家
999	和田屋

祭礼・年中行事の変化の契機

品川知彦

はじめに

小論は、宍道町で現在伝承されている祭礼・年中行事をまず紹介し、次に聞き取り調査に基づいて戦前の状況に可能な限り遡り、両者の比較の中から、個々の行事の変化もしくは衰退の契機を求めることを目的とする。しかしながら、いまだ調査は不十分であり、今後の調査に向けた仮設的な作業であることをあらかじめお断りしておきたい。

年中行事とは「年々同じ暦時がくれば、同じ様式の習慣的な営みが繰り返されるような伝承的行事」を意味し、それは個人としてではなく、「集団ごとにしきたりとして共通に営まれる」ものであり、したがって、「一種の拘束性をもって、その慣行実践が迫られる」ものとされている。この社会的な拘束性故に、一般に行事は継続されると考えられている(1)。この観点からすれば、拘束性の弛緩に行事の変化もしくは衰退を導く契機を見ることができるであろう。

ところで、山陰の民俗について広く調査を行い、多くの論考を著している石塚尊俊は、年中行事の衰退について二つの契機を示唆している。第一に生活様式の変化である。例えば勤めに出るようになると、祭日だからといって勝手に休めなくなる。逆に以前は祭日といった特定の日しか仕事を休むことができなかったが、勤めに出て、一定の休日が当たり前になると、祭日（休日）の意味が薄れてくる。このようなことから、祭日の移動や行事の衰退が生じたとするのである。第二に、技術の進展により従来の農法・漁法が変わり、かつて労働を支配した信仰が衰退したことである(2)。

以上の整理から、祭礼・年中行事の変化の契機として、地域・集団における社会的な拘束力の弛緩、生活様式の変化、信仰心の衰退という3点が想定できることを、まず指摘しておきたい。

現在の年中行事

平成9年に『宍道町史』に向けて、質問紙を用いた民俗基礎調査を実施している(3)。その結果をまとめたのが表1に掲げる年中行事一覧表である。地域によって回答にばらつきが見られるため、ここではこの表を用いて、現在の宍道町の年中行事についての全体的な傾向をまとめるに留めたい。

第一に、餅つき、正月飾り、初詣といった正月行事の一部、節分、盆や彼岸の行事などが比較的濃厚に伝承されている。これらの行事は、盆や彼岸に顕著に示されるように、先祖を祀るなど、同族関係を含めたイエ、もしくは各家でなされるものである。

第二に、伝承が比較的濃厚であるイエもしくは各家ごとになされる行事や正月行事において、元旦に歳神への供物や家族の食事を炊く水を汲む若水の行事や、藁のない初め、縫い初めといった行事、また七日正月、粥を歳神に供え、またこれを家族で食する七草粥の行事などの伝承が薄いことである。

第三に、社日などの例外を除いて、家など担われる集団を問わず、田の神迎え、田植え後になされる半夏、虫の害を防ぐ虫送りなど、農耕に関する行事の伝承が基本的に薄いことである。

第四に、節句、紐落としに見られるように、子供が関与する行事の伝承が濃厚なことである。これは基本的に伝承が薄い農耕儀礼の中においても、亥の子が比較的伝承されていることからも裏付けられる。

以上のことから、基本的にはイエもしくは各家で行われる行事、子供が関与する行事は比較的伝承されているものの、地域で担われる行事もしくは農耕に関する行事は、比較的伝承が薄い状況にあると言うことができるであろう(4)。

年中行事の変化

それでは、和名佐地区を例にとって現在の年中行事とその変化について触れてみたい。調査が不十分ではあるが、現状とその変化を表2にまとめてみた。○印は現在では行われていない行事、△印は現在でも伝承されているものの、何らかの形で変化している行事である。

この表から、全体的な傾向として、変化の時期を3つに集約させることができるだろう。第一は戦前、さらにいえば戦時中、第二は戦後まもなくの時期、第三は昭和40年頃である。これを先に挙げた民俗基礎調査の結果および筆者の聞き取り調査の結果をもとに、各地区の状況と照らし合わせてみたい。

第一の時期、すなわち戦時中には、トロオイの行事がなくなり、七夕も地域全体では担われなくなっている。小林地区においても秋の社日が中止され、また膝塗りもこの時点から伝承されなくなっている。田根地区においても正月の宮練り、蓮華の行事などがなくなっている。菅原地区においても祭礼の際の提灯製作が中止され、鏡・佐倉地区においても、結婚の祝いとしての地蔵担ぎがなくなっている。これらは戦況が厳しくなったことにより、華美な行事もしくは酒の振舞がなされるような行事が行いにくくなってきたものと思われる。あえていえば、戦況の悪化を契機とした生活様式の変化が、祭礼・行事の変化をもたらしたと考えることができるのである。

さて、第二の時期、すなわち戦後まもなくの頃には、若水や二百二十日の行事がなくなっている。小林地区においても、1月2日の田打ちの行事がなくなり、また、2月1日に行われていたとされるコトオイの行事も、この時期を境に伝承されなくなったようである。この行事は、赤飯を炊き、また栗の木を割って箸を作り、この箸で赤飯を神に供えるとともに、藁に包んで庭に吊るすといった行事であった。また菅原地区においても、奉納相撲が行われなくなり、また新年の行事が頭屋組織で担われなくなっていったようである。これらは戦後の物不足などといった物理的な要因が背景にあるのかもしれないが、それよりも「戦争に負けて、神さんのありがたみが薄れた」と意識されたからである。この意識は宍道町に限らず、筆者がかつて聞き取り調査を行ったことがある美保関町でも、話者がよく口にしたものである。推測が許されるならば、敗戦にともない、戦時中に比して神に対する信仰心が薄まったことが、祭礼・行事の変化をもたらしたのではないだろうか。

第三の時期、すなわち昭和40年頃には、ものはじめの行事がなくなっている。また兼業農家が増えたために、この時期に歳徳の行事に限らず、多くの行事が日曜日に移されたという。佐倉地区においても、歳徳・トンド祭が頭屋組織によって担われなくなっている。小林地区では、どの行事ということではないが、全体的に行事が変化していったのは昭和40年位ではないか、とされている。これは冒頭に述べた高度成長に伴った生活様式の変化が、祭礼・行事の変化をもたらしたものと考えることができるであろう。

このように和名佐地区で挙げた祭礼が変化した時期・契機は、宍道町全体にも当てはまり得ると想定できる。

おわりに

以上、宍道町の祭礼・年中行事の現状と変化を不十分ながら概観してきた。そして基本的に、祭礼などの変化をもたらした契機として、戦況の悪化、敗戦に伴う信仰心の衰退、高度成長にともなう生活様式の変化を挙げることができることを示してきた。

ところで、小論で紹介した変化の時点は、質問紙による調査や聞き取り調査に基づくものである。いわば人々の記憶によるものである。したがって、祭礼が変化した時点、伝承されなくなった時点を正確には示していない可能性がある。しかしながら、それを認めたとしても、その記憶の時点が全体的に一致している時、その時点は地域の生活の歴史にとって大きな意味を持つものではないだろうか。

例えば昭和40年という時点は、どのような記憶を通して語られたのだろうか。すぐに思いつくのは昭和39年の大水害である。実際に和名佐地区では、この災害の復旧工事をきっかけに、「弁当作業」つまり土建業をはじめとした勤めに出るようになったという。大水害が、生活様式の変化、もしくは祭礼変化の起点として記憶されているのである。つまり昭和40年という時点は、大水害の記憶から導かれている可能性があり、この意味において、記憶上の変化の時点の全体的な一致を通して、地域の生活に重大な影響を与えた事象を浮かび上がらせることができるように思えるのである。

また冒頭に挙げた祭礼・年中行事の変化の契機としての生活様式の変化は、和名佐という地域においては、水害によってもたらされたのであり、漠然と高度成長の影響と捉えるのではなく、地域内の個別事情を考慮すべきものである。同様に、信仰心の衰退も敗戦という事実も関連しており、単に生業との関連のみで考えるのは不十分であろう(5)。

今後、記憶の時点や地域の個別事情を重視しながら、小論で触れた祭礼変化の契機を指標として調査を行い、祭礼・年中行事を中心とした生活の歴史、敢えて言えば記憶の歴史を構成してみたいと考えている。

---

(1) 民俗学研究所編『民俗学辞典』、東京堂出版、昭和26年、P447

(2) 石塚尊俊『日本の民俗　島根』、第一法規、昭和48年　PP235－236

(3) この調査は平成9－11年にかけて島根県教育委員会が行った「祭り・行事調査」の基礎調査に併せて宍道町古文書悉皆調査委員の協力で、町史編纂事業により行われた。なお、表は浅沼政誌が整理したものに筆者が加筆したものである。

(4) これらの特徴の分析については今後の課題としたい。

(5) なお、小論では社会的拘束力の弛緩による祭礼の変化という側面には触れることができなかった。今後の課題としたい。

■■表1　年中行事一覧表

		宍道地区											
		一区東	一区西	二区	四区	五区	昭和	坂口	金山上	佐々布下	大森	畑	伊志見
正月行事	餅搗き	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
	煤払い	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
	松飾り	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
	注連縄	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
	床飾り	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	お節料理	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
	年越し	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	初詣	○		○	○	○	○			○	○	○	
	若水迎え						○						
	祝いの膳												
	正月遊び	○											
	トンド	○	○		○	○	○					○	○
	七草粥	○	○			○							
	福もらい												
	日祭り									○	○		
	七日正月												
	鏡開き	○	○			○	○		○			○	
	仕事始め	○				○						○	
	飾り外し	○		○		○	○		○	○		○	○
	松納め					○							
	年占い												
	旧正月	○	○	○		○	○			○		○	○
	二十日正月		○			○	○						
	大黒さん											○	
	年神送り									○			
農耕儀礼	事はじめ												
	豊作祈願								○				
	田の神迎え								○				
	初午								○				
	田植え												
	田休み								○				
	半夏								○				
	虫送り												
	田の神迎え					○			○	○			
	亥の子												
	収穫祭												
	麦祭り											○	○
その他	節分	○	○	○	○	○	○		○	○		○	
	えびす講			○	○								
	忌の日				○	○						○	
	社日		○		○	○			○	○	○	○	
	春彼岸					○	○		○	○	○	○	
	涅槃会												
	桃の節句	○	○	○	○	○	○			○		○	
	端午の節句	○	○		○	○	○			○		○	
	八十八夜					○							
	夏至					○							
	トロヘイヤ												
	オオタンヤ											○	
	山の神の日								○			○	
	美保関の祭				○				○			○	
	組祭り												
	馬頭祭り												
	蓮華	○	○	○	○	○	○						
	牛市	○		○	○	○	○						
	土用の丑	○	○	○	○	○	○					○	
	七夕	○	○	○	○	○	○			○		○	
	盆行事	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
	月見	○	○	○	○	○	○			○		○	
	二百十日		○		○	○						○	
	秋彼岸		○	○	○	○	○		○	○		○	
	秋祭り	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	釜祭り												
	お大師さん				○								
	紐落とし	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	冬至	○	○	○	○	○	○					○	
	針供養	○	○	○	○	○	○			○			

		来待地区														
		大森	佐倉	田根	小林	和名佐	菅原	鏡	弘長寺	浜東	浜西	久戸	小松	中垣	内ヶ峠	横見
正月行事	餅搗き		○		○	○	○				○		○	○	○	○
	煤払い		○								○		○	○	○	○
	松飾り		○			○								○	○	○
	注連縄				○	○	○						○	○	○	○
	床飾り		○		○		○				○		○	○		○
	お節料理		○								○		○	○		○
	年越し					○	○				○		○	○	○	○
	初詣		○								○		○	○	○	○
	若水迎え													○		
	祝いの膳													○		
	正月遊び													○		
	トンド	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	
	七草粥		○													
	福もらい						○									
	日祭り		○													
	七日正月													○		○
	鏡開き		○				○						○		○	○
	仕事始め															
	飾り外し		○		○		○							○		○
	松納め															
	年占い															
	旧正月													○		○
	二十日正月													○		○
	大黒さん													○		
	年神送り															
農耕儀礼	事はじめ					○										
	豊作祈願															
	田の神迎え															
	初午															
	田植え		○											○		○
	田休み						○									
	半夏															
	虫送り															
	田の神迎え															
	亥の子													○		○
	収穫祭		○				○									
	麦祭り				○						○			○	○	
その他	節分		○								○		○	○	○	○
	えびす講															
	忌の日															
	社日	○	○		○	○		○	○				○	○	○	○
	春彼岸		○								○		○		○	○
	涅槃会															
	桃の節句		○										○		○	
	端午の節句		○										○		○	○
	八十八夜															
	夏至															
	トロヘイヤ															
	オオタンヤ		○													
	山の神の日	○														
	美保関の祭						○								○	
	組祭り															
	馬頭祭り															
	蓮華															
	牛市															
	土用の丑						○						○			○
	七夕		○			○							○	○		○
	盆行事				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	月見												○			
	二百十日															
	秋彼岸		○				○						○		○	
	秋祭り		○				○						○		○	
	釜祭り		○												○	
	お大師さん		○													
	紐落とし		○	○			○	○					○		○	○
	冬至						○						○	○		
	針供養						○						○	○		○

■表2　和名佐地区の年中行事とその変化

月	日	変化	変化の時期	行事名	内　　容
12月				釜払い	神職が行う
		△		寺へ挨拶	本来は1月4日、坊主正月
	28日			餅搗き	29日には搗かないというが現在は余りこだわっていない
	同じ頃			松飾り	真宗の家は門松を立てない
1月	元旦	○	戦後まもなく	若水	男女同権の考え方の中でなくなった
				初詣	和名佐神社へ　現在では高神として出雲大社・熊野大社へも参詣
		△		挨拶回り	本家筋・近い親戚　現在は1日に限らず臨機応変に行う
		△		四方拝	和名佐神社、ほとんど参詣者がいない
	2日	○	昭和40年頃	ものはじめ	子供は書き初め、男は藁仕事はじめ
				鍬ぞめ	1―2軒程度実施
		○		日待ち	
		○		成木責め	
	日曜	△	昭和40年頃	トンド	本来は15日、兼業農家が増えたため多くの人が集まる近くの日曜日に変更
		○	昭和12年頃	宮練り	戦後一度復興、近年は公民館に宮を出そうという話がある
		○	戦前	トロオイ	
				社日	神社の当番が注連縄を張り替える　田仕事はしない、山に入らない
		○		シロミテ(代満)	虫除けの札を立てた、美保神社へは個人で参詣
		△		半夏(龍宮の祭)	かつては川で、改修にともない和名佐神社で
7月	10日頃			夏祭り(麦祭)	和名佐神社
8月	6日	△	戦前	七夕	集会所などでやっていたが、現在は子供のいる家のみ
	7日			なの(ぬ)双び	寺掃除、墓の花立ての取り替え
	13日			ムカエビ	迎え団子、この日から墓の燈篭になどに火をつける家もある
	16日			仏送り	朝、仏壇などの盆飾りを片付け、供え物を墓に納める
	18日	△		大山権現祭	以前は9月23日、その後寺の都合で8月6日になり現在は十王堂供養と同日　牛・馬供養
	18日	△	昭和40年頃	十王堂	以前は数珠繰りがあった、隣保長5人からなる当番で祀る
		○	戦後まもなく	二百二十日	カザビイワイ(カゴイワイ)、振舞酒
				社日	神社の当番が注連縄を取り替える、畑に行かない
10月				秋祭(新嘗祭)	和名佐神社　各隣歩から家順で1人の当番、1人が話合いで当番長、祭が終わって当番は交替
12月	1日	○		膝塗り	ボタモチを作る、転ばないように膝に載せた餅を食べる

その他の神仏・講など

変　　化	神仏・講名など	内　　容
	荒神	家で祀る(3―4軒)、土地の神
	地主	家で祀る(1―2軒)、土地の神
	金刀羅	5軒で祀る、タタラの神という人もいる
	金屋子	1軒で祀る
	愛宕	隣保長(5隣保)で祀る
	釈迦堂	1軒で祀る
	ツユジンさん	小さなマダラ蛇が住む、女性の病気に良い
	甲子講	3軒程度
○?	一畑講	目に良い
△	黒住講	現在4―5軒、以前は25―26軒、肺病予防だったのでは

○印は現在では行われていないもの、△印は現在でも伝承されているものの何らかの形で変化しているものを示す。

宍道町古文書悉皆調査とその手法

宍道町史編纂室

1.はじめに

宍道町史編纂事業は平成9年（1997）より始まるが、その前年に宍道町史編纂検討委員会を設け、町史編纂の意義、方針、内容、計画等について検討をおこなった（『宍道町史編纂計画』を『宍道町歴史叢書3（町史研究Ⅰ）』1998に掲載）。

この検討委員会の中で町史編纂の付帯調査として、「古文書悉皆調査」の実施と近世文書の解読スタッフの配置が必要とされ、町史編纂事業に先だち、平成8年6月より古文書調査に取りかかることとなった。

以来、古代・中世の文書については『宍道町史』史料編として集成し、近世・近代文書については所有者や地元の方々の協力を得て、史料目録（2分冊）の形で発刊するに至った。

宍道町で行った「古文書悉皆調査」は、一つの自治体を単位としておこなった徹底的な古文書調査としては島根県内では例のないものであり、今後の古文書調査等にあたっての参考になれば幸いである。

2.古文書悉皆調査の意義と必要性

地域の歴史を明らかにしていくうえで、地域に残された史料を基本とすること、とりわけ文字で書かれた古文書の活用は地域の歴史を直接に物語るものとして重要である。しかも、紙や木に書き残された史料は基本的には世界に一つしかないという意味でも貴重である。古文書は個人や地区の所有物という場合も多いが、地域の歴史を明らかにしていくうえで共有の財産とも言えよう。

ところで、地域の人々にとって大切なものにも関わらず、古文書はかつてないほどに散逸、紛失、焼失、売却などの危機に瀕している。実際、調査に出かけてみると、火災で焼失したり、家の改築の折りに廃棄してしまった、という話はよく聞かされる。また、社会環境の変化や古文書自体が今日では読みづらい文字ということもあって、世代が交代すると所在も忘れられてしまう場合も多い。更には、宍道町に関わる古文書が古書店で販売されていたという話もあった。

このため宍道町では、文献史料の所在を速やかに確認し、保存のための措置をとっておくことが緊急の課題と考え、古文書悉皆調査に取り組むこととなった。

3.調査の対象と体制

(1) 調査の対象

宍道町古文書悉皆調査では次に掲げるものを対象とした。

①宍道町に現存する近代まで（原則的に明治時代までとするが、必要に応じて昭和時代まで）の古文書類

②宍道町役場の保管する行政文書（合併前：昭和30年まで）類

③大学、研究機関、図書館、行政機関等に保管されている宍道町に関係がある古代から近代までの古文書、文献史料（雑誌、新聞、その他）類

(2) 調査の体制

古文書悉皆調査をおこなうにあたって次のような体制で臨んだ。

①研究者（客員調査員）との連携による調査

宍道町に関連する古代、中世文書については現時点で集成可能な限りのものを町史史料編に掲載するため、町史執筆者（古代、中世担当者）に調査を全面的に依頼した。近世、近代、文書については文書内容を史料目録として掲載するため、町史執筆者（近世、近代担当者）と町史編纂室専門調査員が協力して調査を進めていった。

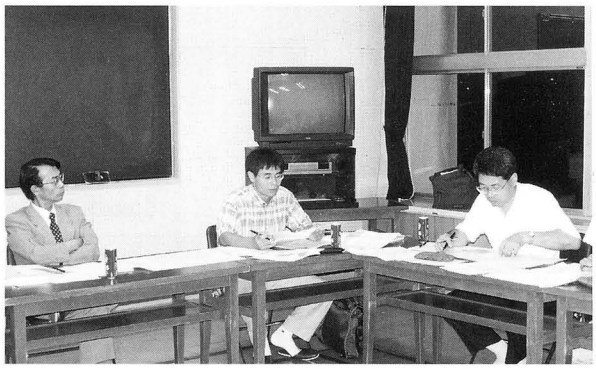

▲研究者の皆さんとの打ち合せ

②地元の協力体制

平成8年6月から宍道地区、来待地区それぞれの地区に「古文書悉皆調査委員会」を設置し、概ね字単位（新興住宅地を除く38地区を設定）で調査員を委嘱した（別紙1参照）。調査員には地元の歴史グループなどで活動をしておられた方々を中心にお願いし、宍道町内に残る古文書所在調査を行ってもらったが、この組織が古文書調査のみならず、地元の協力や情報を得るのに大いに役立った。

▲地元の調査員さんとの打ち合せ

③専門調査員の配置

町史編纂事業にともない「宍道町史編纂室（事務所名として、行政上は町教育委員会町史編纂係）」を設置し、町史編纂上必要な調査や事務のほか、近世・近代文書の悉皆調査を併行して進めていった。編纂室には古文書調査を想定し、史料解読可能な専門調査員を配置した。当初2名の専門調査員で事業を進めたが、予想以上に調査や新聞・雑誌の関連記事検索が多く、最終的には4名の専門調査員体制で事業を進めることとなった。

▲専門調査員と地元調査員さんとの打ち合わせ

4.調査の進め方

調査の進め方は宍道町古文書悉皆調査実施要項（別紙1）に基づき以下のようにおこなった。

(1) 所在確認調査

地元の調査員等が各地区ごとに、古文書の所在、状態を確認の上、「宍道町古文書所在調査票」（別紙2）に必要事項を記入する。また、外部調査委員の協力を得て、宍道町関連史料を保管する専門機関、行政機関をリストアップする。

(2) 概要確認調査

①調査カード作成

宍道町古文書所在調査票等によって所在が確認された場合には、地元調査員、外部調査員に協力してもらい、専門調査員が直接史料にあたり、史料ごとに「調査カード」（別紙3）を作成する。

▲現地での調査

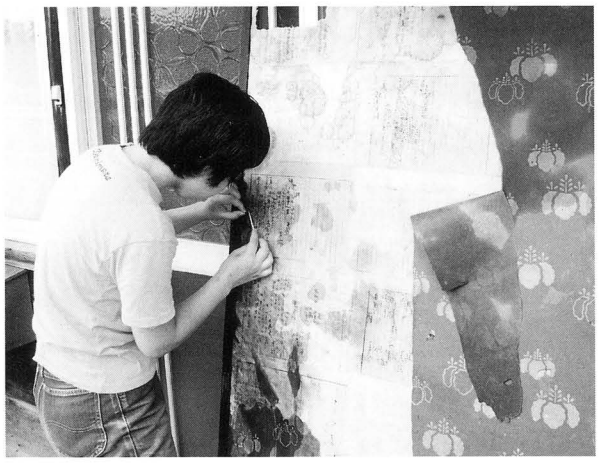

▲襖下張り文書の調査

②マイクロフィルム撮影

調査カード作成に併せて、史料をマイクロフィルムまたは35ミリカラーフィルムで撮影し、保管した。撮影は現地でおこなう場合もあるし、史料を一時借用して事務所で撮影する場合もあった。マイクロフィルムカメラは調査の必需品として平成9年度に購入したものである。マイクロフィルムはマイクロフィルムリーダーでプリントアウトする必要があるが、予算の都合で購入できず、島根県立女子短期大学、島根県古代文化センターのリーダーを借用させていただいた。

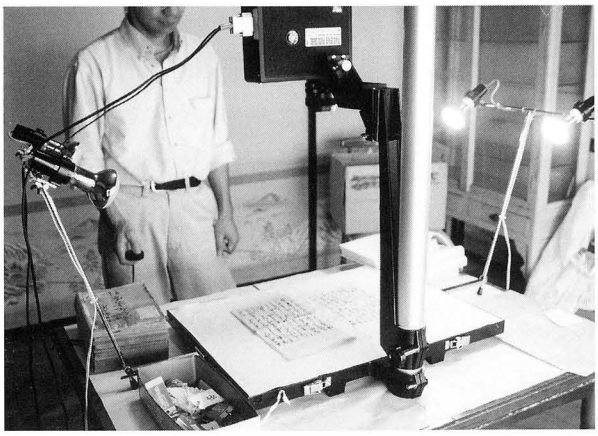

▲マイクロフィルムでの撮影

③整理箱での文書の保管

調査カードの作成、マイクロフィルムの撮影等の一連の調査が終了した後、文書を分類して封筒に入れ、それを市販の段ボールにまとめて入れて、目録または調査カードのコピーを添付して所有者に返却した。更に、段ボールの表面に文書名、調査年月日、廃棄するようなことが起きた場合は教育委員会にて保管させていただきたい旨を記した用紙（別紙4古文書史料の保存に関するお願い）を貼り付けるような工夫も施しておいた。

▲整理箱での保管

④新聞・雑誌検索、町外史料の調査

図書館、専門機関、県・他市町村等の行政機関で保管されている宍道町関連史料や新聞、雑誌等についても検索と記録をおこなった。これが大変な分量で、多くのアルバイトや専門調査員が調査にあたったが、なかなか追いつかなかった。島根県では県レベルでの史料調査がほとんど進んでおらず、改めて一町で町内関連資料を広く収集することが困難であると実感した。一刻も早く島根県レベルでの史料調査が県の主体的努力によって進められることを望んでいる。

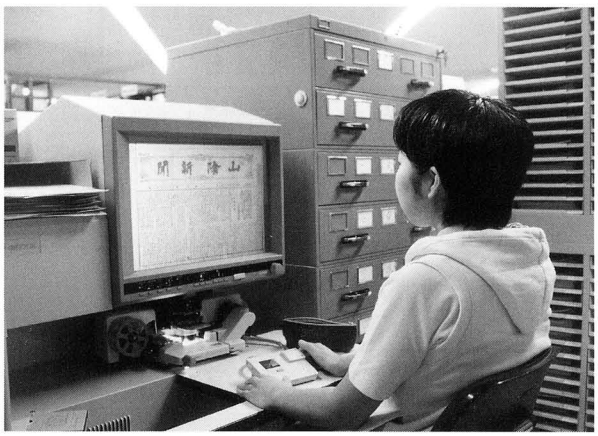

▲新聞の検索

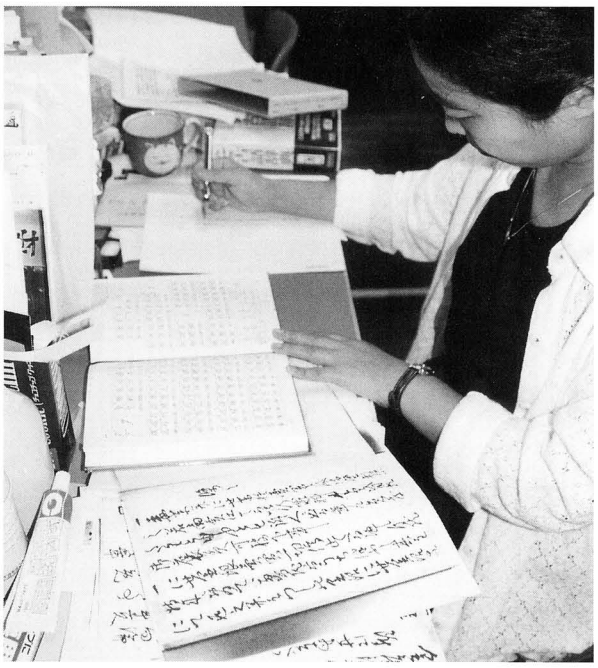

▲専門調査員による古文書解読

(3) 専門的調査

概要確認調査等で特に重要と思われる史料については、客員調査員、専門調査員が解読等の専門的調査をおこなった。

(4) 調査会議

調査状況の確認、情報交換等の目的で地元調査員の方との会合（「古文書悉皆調査委員会」）や客員調査員の先生方と会議を定期的に開催した。先にも記したが、地域で古文書調査をする場合、先ず古文書の所在確認調査が不可欠である。この所在確認のために地元の情報に精通し、地域の中でそれなりの立場をもっておられる地元調査員の方々存在は大変ありがたかった。特に、古文書悉皆調査の初期の段階では、地元調査委員との会合をかなり頻繁に開催した。

5.おわりに

宍道町の古文書悉皆調査をやり終えた結論としていえることは、人の確保を十分に考えて古文書調査を計画することである。宍道町周辺で現在行われている資料収集の状況を見ても、驚くほど少ないスタッフで取り組んでいるところが少なくない。これではとても史料調査が十分になされるとは思えない。ただ収集することにとどまったり、闇雲に蓄積するのみに終わる様なことになる可能性が高いのではないだろうか。今回私たちが行った悉皆調査の問題点をここに挙げて、今後、他の地域でこのような調査が行われる際の参考にしていただければ幸甚である。

①近世文書・近代文書の解読ができる、文書を扱った経験のある人員の確保

当初、近世の史料が多く出ると考えていたが、実際には近代の史料が非常に多く残っていた。近世史料は古くて汚く、ゴミとして扱われやすい上

に文字も読みづらく残りにくいのに対し、近代の史料は文字がある程度読める上、量も多いため残りやすかったのであろう。

しかし、実際には文字の判読の困難なものもあり、史料の内容や関係を判断するのが難しいことなどにより、調査はしばし暗礁に乗り上げた。そこで、急遽近代史を専攻したスタッフを確保して対応した。ただ解読ができるというだけではなく、できれば文書を整理した経験のある、ある程度歴史の基礎知識をもった人が望ましい。

②常時スタッフの人員の確保

5年間のあいだには様々な理由でスタッフの入れ替わりがあり、その中で仕事を進めていく内に、その都度スタッフの人数がもっと必要と感じてきた。1人でコツコツやっていたのでは時間がかかるばかりである。以下、仕事の順を追って具体的にそのケースを挙げておく。

- バラバラになりそうな史料・既になっている史料の補修や接合をする場合
- 所蔵史料の量が多い場合や現場でカードをとる必要のでた場合、複数の人員で一気にカード取りをする必要がある。
- マイクロを撮影する際にも、二人ならかなりはかどる
- 下調べや関連史料の調査を要する場合、図書館等に出向いて調べる必要がある
- 目録作成にあたり、打ち込みや校正を迅速にする場合

③アルバイト要員の確保

近代史料として欠かせない新聞・雑誌検索や、マイクロフィルムのプリントアウトなどには、常時スタッフ以外の人が適している。しかし、私たちはなかなか見つけることができなかった。

これらをすべて克服して調査を進めることは、現状ではとても無理だと思われるが、どのような史料を、どのような方法で、どこまでを目途として調査するのかを当初から十分に検討していけば、クリアできるはずである。たとえば、マイクロ撮影を一部だけでもデジタルカメラに替えるとか、解読できる人を編纂室のスタッフでなくても常に確保しておくとか、知恵を絞ればまだまだ改善の余地はあると思う。

宍道町の悉皆調査は当初の見込みが甘かったとはいえ、改良・検討を何度も加えて、最終的に目録を刊行するところまでこぎつけた。これも一重に、様々なかたちでご協力いただき、またご助言を賜った町内外の関係者の方々のおかげである。ここに深く感謝して、この報告を終わりたい。

（本稿は稲田信、松本美和子が執筆した。）

（別紙1）

宍道町古文書悉皆調査実施要項

1.目　　的

この調査は、宍道町に関連する古文書について、その所在及び保存状況等を調査することによって、その実態を把握、保存策を検討するためにおこなうもので、次の点を主な内容とする。

(1) 宍道町関連の古文書の所在の確認
(2) 重要な古文書の専門的調査
(3) 散逸・亡失を防ぐための古文書の保存策の検討

2.調査対象

調査対象となる古文書、文献史料（絵図、地籍図、系図、古記録、古典籍類）は次に掲げるものを対象とする。

(1) 宍道町の地元に現存する近代までの古文書類
(2) 宍道町内に現存する文献史料（雑誌、新聞、その他）、行政文書（合併前：昭和30年まで）類
(3) 島根大学、島根県立図書館、広島大学、島根県等に保管されている宍道町に関係がある近代までの古文書、文献史料類

3.調査体制

①指導と専門的調査を依頼するために古代、中世、近世、近代の専門研究者を客員調査員として委嘱する。
②地元の古文書の基礎調査をおこなうために地元から選出された調査員（地元調査員）を委嘱する。
③所在の報告された資料の専門的調査をおこなうために事務局に専門調査員をおく。
④事務局を宍道町教育委員会（町史編纂係）におく。

4.調査の内容

(1) 古文書確認調査

[所在確認調査]

地元調査員等が各地区ごとに、古文書の所在、状態を確認の上、宍道町古文書所在調査票（別紙様式1）に必要事項を記入する。また、古文書悉皆調査委員等の協力を得て、宍道町関連史料を保管する専門機関、行政機関をリストアップする。

[概要確認調査]

古文書所在調査票等によって所在が確認された場合には、地元調査員に協力してもらい、専門調査員が直接史料にあたり、史料ごとに調査カード（別紙様式2）を作成する。また、専門機関、行政機関等で保管されている宍道町関連史料については検索と記録をおこなう。

[専門的調査]

概要確認調査等で特に重要と思われる史料については、客員調査委員、専門調査員が内容確認調査をおこなう。

(2) 調査会議

調査状況の確認、情報交換等の目的で地元調査委員会や外部調査委員との会議を定期的に開催する。

5.調査実施年度

平成8年度 ····所在確認調査
平成9年度 ····所在確認調査、概要確認調査
平成10年度····概要確認調査
平成11年度····概要確認調査
平成12年度····概要確認調査、史料目録Ⅰ（来待地区、行政文書）作成
平成13年度····概要確認調査、史料目録Ⅱ（宍道地区、寺社関係、学校・婦人会関係）作成

6.客員調査員、専門調査員氏名

客員調査員	専門調査員
森田喜久男（古代）	井上　千幸（H10,4～H12,7）
井上　寛司（中世）	大國由美子（H12,4～）
岡　　一宏（近世）	居石由樹子（H12,10～）
小林　准士（近世）	多久田友秀（H9,4～H14,3）
伊藤　康宏（近代）	錦織　希衣（H10,4～H12,3）
内田　　融（近代）	松本美和子（H9,4～）
竹永　三男（近代）	

7.宍道町古文書悉皆調査員

7.宍道町古文書悉皆調査地元調査委員名簿

[来待地区]

地区名	氏　　名
来待大森	百合沢　喬　高木　一成
佐倉	永原　和男
田根	犬山　　勇
和名佐	福山　良雄
小林	永江　　正
菅原	狩野　道彦　狩野　忠良　狩野　邦雄
鏡	勝部　伸夫
弘長寺	土江　弘泰　土江一三
浜東	伊藤　成一
浜西	土江　彰二
久戸	坂本　研次　伊藤　英夫
小松	伊藤　順朗
中垣	土江　嘉久
内ケ峠	成瀬　和作
横見	出川　迪夫
大野	曽田　邦雄

[宍道地区]

地区名	氏　　名
一区東	石富　寅芳　犬山　英男　小草　　勉
一区西	福田　幸市
二区	小豆沢良久　増原徳太郎
三区	梶谷　博己　松本　晴子
四区	
五区 六区·桜ケ丘	坪内　権吉　馬田　　実　庄司治義
昭和	蔵敷　義治
下白石 上白石 下倉	古瀬　美明
才	
坂口	伊原　茂夫
金山上·下	福田　正吉
佐々布中 佐々布下	庄司　敏郎
宍道大森	藤原　勝義
岡目·佐々旭	川島　正吉
畑 荻田 小佐々布	佐藤　　郁
伊志見	持田　　豊

平成8年依嘱者

（別紙2）

宍道町古文書所在調査票

文　書　名	家文書
所蔵者名	（屋号　　）
住　　所	地区（宍道町大字　　番地）
備　　考	
調査年月日	平成　　年　　月　　日
調　査　者	

（宍道町古文書所在調査票記載要項）

1. 文　書　名　文書を所蔵している家、団体、地区の名前を記入する。
2. 現所蔵者名　個人の場合は個人名、団体・施設はその名称を記入する。
3. 住　　所　現所蔵者の住所（地区名）を記入する。
4. 備　　考　もし分かれば、文書の内容、時代、数量、寄贈等の可能性、所蔵のいきさつ、その他必要な事項等を記入する。
5. 調査年月日　調査を行った年月日。
6. 調　査　者　調査をおこなった全ての方の名前を記入する。

（別紙3）

調査カード

文書	仮番号	FILM No.	整理番号

年　代	年　　月　　日	数量	通・冊・綴
文書名（内容）			
差　出			
宛　名			
形　状	堅紙・切紙・折紙・続紙・堅帳・横帳・綴り・（　　）		
備　考			

調査年月日　　宍道町史編纂室

（別紙4）

古文書史料の保存に関するお願い

この文書資料は、下記の通り調査・整理致しました。

調　査　日：　　年　　月　　日～　　月　　日

調　査　者：宍道町教育委員会（宍道町史編纂室）

フィルム撮影：　未撮影　・　撮影済　（　　月　　日）

文書資料は、後世に時代の姿を伝える貴重な文化遺産です。

しかし、これらは常に散逸の危険をはらんでいます。今後とも所蔵者の皆様による丁重な保管をお願い申し上げます。

なお、保管が困難となった場合は、必ず「宍道町教育委員会」までご連絡下さい。責任をもって保管させていただきます。

宍道町教育委員会　　166－9122

宍道町史編纂室　　166－3877

宍道町史編纂日誌

宍道町史編纂室

平成13年度は、宍道町史編纂事業の5年目にあたる。年間活動記録として、編纂室日誌および本年の活動の概略を紹介する。

平成13年度活動日誌

5月17日 近世史部会
5月20日 近代史部会
6月 8日 通史編下巻下巻執筆者会議
7月 1日 執筆委員会・宍道町史シンポジウム
7月14日 宍道町史研究会（第1回）
小林准士先生（近世史）「松江藩地方支配の変遷－17世紀末～18世紀前半－」
竹永三男先生（近代史）史料紹介「来待村・宍道村の村是・村治一覧－近代行政村の自己認識」
8月11日 宍道町史研究会（第2回）
岡一宏先生（近世史）「宍道町域の村勢要覧としての「輪切帳」」
伊藤康宏先生（近代史）「近代の宍道町域の産業と経済その1」
9月 8日 宍道町史研究会（第3回）
浅沼政誌先生（民俗）「宍道町の養蚕」（インフォーマントからの聞取り結果報告）」
9月11日 来待地区古文書悉皆調査員会（於改善センター）目録Ⅰ渡し
10月13日 宍道町史研究会（第4回）
内田融先生（近代史）「保健・衛生行政、徴兵制について」
山崎貴之（島根大学生物資源科学部学生）「島根県農会報における八束郡会・宍道村会・来待村会の動き」
11月11日 宍道町史研究会（第5回）
小林准士先生「『諸書附印形扣』（文政二年八月より、町年寄久右衛門）からみた近世の宍道町」
12月 8日 宍道町史（通史編下巻）執筆委員会
1月12日 宍道町史研究会（第6回）
山崎節枝先生（民俗）第2節「人の一生と人生儀礼」－来待地区の調査経過についての報告－
岡一宏先生「宍道町域の「往来物」について」
2 月16日 宍道町史研究会（第7回）
伊藤康宏先生「明治維新の漁場変革」
小林准士先生「文政三年宍道町馬士一件について」

3月23日 宍道町史（通史編下巻）執筆委員会　宍道町史研究会（第8回）
竹永三男先生「来待・宍道地域における『区』の構造と機能」
多久田友秀（編纂室）「近世後期における来待石製品の加工・流通と職人」

調査（史料調査、ヒアリング等）や編纂室内ミーティング（原則週1回）等については省略した。

平成13年度宍道町史編纂室の活動の概略

①町内史料調査の完了と町外史料調査の継続

町内の古文書悉皆調査は継続中のものが宍道地区では7件残っていたが、文書の整理についてはすべて完了することができた。また、町内寺社の文書・棟札についても追加調査を行い、調査を完了した。ただし、撮影については全て終了することができなかったため、来年度以降引き続き行う予定である。

町外史料については県立図書館等で所蔵の新聞・雑誌について、宍道町に関連する記事の検索を継続して行った。ただし、当初の予定では「松陽新報」「山陰新聞」「大阪朝日新聞島根版」「島根新聞」のすべてについて行う予定であったが、量が膨大であるため、「大阪朝日新聞島根版」「島根新聞」の検索を優先的に行っている。

また、県庁所蔵文書についても宍道湖水産関係を中心に写真撮影を行った。

②『宍道町史料目録』Ⅰの完成報告会

昨年度刊行した『宍道町史料目録』Ⅰについては、9月16日宍道町農村環境改善センターにおいて、お世話をいただいた来待地区の調査員さんを招き調査員委員会（史料目録Ⅰを贈呈）を行った。また、この会で古文書悉皆調査のための来待地区古文書悉皆調査委員会は解散した。

③『宍道町史料目録』Ⅱの編纂作業

町史編纂事業の一環として、『宍道町史料目録』Ⅱを刊行するための編纂作業をおこなった。2冊目にあたる史料目録Ⅱには宍道地区区有・家別文書、宍道町内寺社所蔵文書・棟札、宍道町内学校・婦人会文書を収録した。

史料目録は町史「通史編下巻」の執筆に先立ってなされた町内に所蔵されている古文書悉皆調査の成果をまとめた古文書目録である。町史編纂室で調査・整理した成果を客員調査員（町史下巻の執筆者）が項目を分類し、解題を執筆した。

④宍道町史研究会・町史下巻（近世、近代、民俗）調査活動

(1) 宍道町史研究会

5月の近世史部会・近代史部会において、平成15年度の通史編下巻刊行の目標にむけて、各個人の研究を進めるためと各執筆者間の情報交換・情報共有のため毎月1回、宍道町史研究会を開くことが決定された。会の報告者と報告内容は「平成13年度活動日誌」に掲げた通りである。この会では、下巻執筆者・町史編纂室のほか、地元の方々や編纂事業に関わっている島根大学の学生さんにも参加をいただき、さまざまな情報を提供していただいた。

(2) 下巻執筆にむけて調査活動

下巻の執筆にむけて各執筆者による調査活動が行われた。

A.宍道町内文書の撮影（区有文書等）

B.宍道町外文書の撮影（仁多町の糸原家文書、三刀屋町の原伝家文書県庁文書等）

C.産業・民俗（製糸業・漁業・人生儀礼）のヒアリング

などが行われ、町内の各地区の調査員さんや地元の方々、また糸原記念館・三刀屋町教育委員会・島根県庁総務部総務課の方々には大変お世話をいただいた。

●宍道町歴史叢書7『町史研究Ⅴ』の発刊

前号に引き続き、「通史編下巻」の執筆者によって同巻の執筆のための調査・研究の成果を寄稿していただき、『町史研究Ⅴ』に収録した。小林准士先生（近世史）には「文政三年宍道町馬士一件について」、浅沼政誌先生（民俗）には「宍道町の屋号」を、品川知彦先生には「祭礼・年中行事の変化の契機」を報告していただいた。また、古文書悉皆調査事業が本年度で終了するため、今後の参考として、古文書悉皆調査の概要をまとめた「宍道町古文書悉皆調査とその手法」（宍道町史編纂室）を掲載した。

●宍道町史シンポジウム

平成12年度末、『宍道町史』上巻が発刊されたことをうけて、これを地元住民へ報告し、通史編上巻に対する理解を深めてもらうためシンポジウムを開催した。「宍道町史通史編（上巻）の執筆を終えて分かったこと」というテーマで宍道町蒐古館を会場に行った。パネラーは上巻の執筆者である丹羽野裕先生（考古）・西尾克己先生（考古）・森田喜久夫先生（古代史）・井上寛司先生（中世史）・山根正明先生（中世史）の各先生にお願いした。

●古文書を楽しむ会

毎月1回、計11回宍道町蒐古館において、(財) 八雲本陣記念財団蔵木幡家文書（嘉永5年「御用万留帳」）を読んだ。

●町村史（誌）のデータベース化

昨年度収集した町村史（誌）について、データベース化の作業が進められ、ほぼ完了することができた。また、各地の町村より今年度も町村史（誌）を恵贈いただいた。

「町史研究」（V・最終号）の編集を終えて

宍道町史執筆委員長　井　上　寛　司

1997年度から始まった「町史研究」も、本号を以て終わりを迎えることとなった。

この企画は、1995年度から刊行が始まっていた「宍道町歴史叢書」の紙面を借りて、町史編纂事業のスムーズな推進を図ろうとするもので、1997年度の1号（「宍道町歴史叢書」3）から2001年度のv号（同7）までの計5号を数えることになった。

この間、合わせて15名の執筆者のみなさまから、研究論文13編、史料紹介4編、資料目録3編、その他2編などの原稿を寄せていただき、また毎号の「宍道町史編纂日誌」に加えて、1号には「宍道町史編基本計画」、v号には「宍道町古文書悉皆調査とその手法」、をそれぞれ掲載し、町史編纂事業の具体的な内容やその進捗状況を広く町内外のみなさまにご理解いただく媒体として重要な役割を果たしてきて。

もともと、この「町史研究」の掲載を企画したのは、主して次の3つの点を実現しようとしたことによるものであった。

1. 学問的にも優れ、より豊かで充実した内容を持つ町史の刊行に向けた基礎的な準備
2. 町民の皆様の町史編纂事業への主体的で積極的な参加の場の確保
3. 町史編纂事業の進捗状況や到達点の町民の皆様への報告

このうち、最も中心的な位置を占める1は、およそ次のような点を考えてのことであった。まず第1に、今日の学問的な到達点を踏まえながら、これを宍道町という具体的な場＝地域に即して解明していくことは、優れた宍道町史を作っていくための不可欠の前提作業でなければならないが、そのためにはこれを支える学問的な調査・研究と分析がそれぞれの分野や事項について独自に進められなければならない。町史はその研究成果の総括の上に立って、平易かつ一貫した叙述に心がけなければならないからである。「町史研究」はそうした研究成果を、直接学問的な形で提示する場であり、また町史には十分盛り込むことが困難な基礎的データや情報（史料・資料目録など）を開示する場でもあると考えられるのである。

第2に、上記のこととも関わって、「町史研究」には次のような意味も付与されている。①「町史研究」に掲載された論考への町の内外からの批判的な検討を通して、宍道町の歴史に対する理解をさらに深め、あるいは前進させること、②町史本編の叙述を補い、あるいはその学問的根拠を示す場としての機能を確保すること、などである。

2として挙げた論点はこの①と深く関わっており、また②は今後における町民本編への理解が深まる中で、改めて重要な意味を持ってくるものと考えられる。

「町史研究」の終了を迎えたいま、当初あげた掲げたこれらの目標が果たしてどれだけ達成されたといえるのか、改めて検討を加えてみる必要があるが、3（少なくともこの点で、「町史研究」が大きな成果を収めたことは疑いないところと考える）を除いて、残念ながらなお現状では必ずしも明確になっているとはいいがたい。

私自身を含め、調査・執筆期間が著しく制約されていたこともあって、十分に「町史研究」を利用する時間的余裕が持てなかったことは、大いに悔やまれるところである。町史本編に対する批判的な総括と合わせ、ぜひ町民の皆様方からも「町史研究」に対する率直なご意見をお寄せいただくよう、お願い申し上げたいと考える。

宍道町史編纂委員会

委 員 長　川島　光雅（宍道町長）
副委員長　井上　寛司（専門委員　宍道町史執筆委員長）
　　高岡　信也（宍道町教育委員会教育長）
委　　員　石富　寅芳（地元委員　宍道地区）
　　狩野　道彦（地元委員　来待地区）
　　西尾　克己（専門委員）
　　伊藤　康宏（専門委員）
　　塩野　悦郎（行政委員　総務課長）
　　吉岡　誠一（行政委員　企画財政課参事）

執筆者

高安　克己（島根大学汽水域研究センター）
勝部　圭一（東京大学大学院理学系研究科）
佐藤　仁志（島根県環境生活部景観自然課）
淀江賢一郎（(財) ホシザキグリーン財団）
朽村　喜則（島根大学生物資源科学部）
丹羽野　裕（島根県古代文化センター）
西尾　克己（島根県埋蔵文化財調査センター）
森田喜久男（島根県古代文化センター）
稲田　　信（宍道町教育委員会）
井上　寛司（大阪工業大学情報科学部）
山根　正明（松江南高等学校）
伊藤　康宏（島根大学生物資源科学部）
内田　　融（島根県埋蔵文化財調査センター）
岡　　一宏（島根大学法文学部）
竹永　三男（島根大学法文学部）

事務局

栗原　啓悦（生涯学習課長）
稲田　　信（学校総務課長補佐　町史編纂係長）
多久田友秀（町史編纂係専門調査員、嘱託）
松本美知子（町史編纂係専門調査員）
居石由樹子（町史編纂係専門調査員）
大國由美子（町史編纂係専門調査員）

（平成13年度）

編集後記

町史研究五号ができました。“はじめ”にもありますように、今号をもって宍道町歴史叢書に組み込んできた「町史研究」は終了いたします。町史研究全号をあらためて読み返すと、編纂事業の始まりから今日までの事々と、関わっていただいた方々の顔が去来いたします。

平成８年の宍道町史編纂委員会の席上、委員の一人であった松本美和子さんの一言で計画に入った「町史研究」の発行は、関係の皆さんの励ましや執筆者の先生の一方ならぬご努力のおかげでなんとか続けることができました。

個人的には、今年度は病気のために約２ケ月間ほど職場を休み、気力・体力を保ち続けることの難しさを痛感したところです。充分な条件とは言えない中で、高い精神性と行動力によって町史編纂事業を支えてくださった執筆者の先生方、地元調査員の皆さん、歴代の町史編纂室スタッフの皆さんには心より感謝申し上げます。

（稲田　　信）

宍道町歴史叢書７

2002年3月31日

編　集　宍道町教育委員会（町史編纂室）
発　行　**宍道町・宍道町教育委員会**
八束郡宍道町大字昭和1番地
印　刷　柏木印刷株式会社
松江市国屋町452-2

Historical Library of Shinji Town 7

March, 2002

Research of Shinji Town's History (V)

Regarding Shinji Town's *Bashi* (people who led horses used for transportation) in Year 3 of the Bunsei Reign (1820) ..... (1)

Shinji Town's *Yago* ..... (23)

The Moment of Change of Yearly Events and Festivals ..... (31)

A Thorough Investigation of Shinji Town's Ancient Books and the Methods Used ..... (37)

The diary of the Shinji Historical Research Office ..... (46)

Shinji Board of Education

Showa, Shinji-cho, Yatsuka-gun, Shimane-pre, Japan